

第百九回国会 参議院 農林水産委員会 會議録 第八号

(一一四)

昭和六十二年九月十七日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

九月十日

及川 一夫君

補欠選任
高杉 勉忠君

九月十一日

本岡 昭次君

補欠選任
八百板 正君

九月十七日

高杉 勉忠君

補欠選任
山本 正和君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

岡部 三郎君

高木 正明君

水谷 力君

宮島 澁君

稲村 稔夫君

刈田 貞子君

委員

青木 幹雄君

上杉 光弘君

浦田 勝君

大塚清次郎君

北 修二君

熊谷太三郎君

坂野 重信君

鈴木 貞敏君

初村滝一郎君

木村 和喜君

菅野 久光君

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

政府委員

農林水産省農蚕

園芸局長

農林水産省畜産

局長

農林水産省食品

流通局長

農林水産技術会

議事務局局長

食糧庁次長

事務局側

常任委員会専門

員

衆議院法制局側

第二部長

警察庁警務局犯

罪被害給付室長

警察庁刑事局刑

事企画課長

警察庁刑事局保

安部生活経済課

長

法務大臣官房参

事官

厚生省生活衛生

局食品保健課長

厚生省業務局安

全課長

中小企業庁小規
模企業部参事官
市川 祐三君

本日の會議に付した案件

○流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特
別措置法案(衆議院提出)

○委員長(岡部三郎君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十日、及川一夫君が委員を辞任され、その
補欠として高杉勉忠君が選任されました。

また、去る十一日、本岡昭次君が委員を辞任さ
れ、その補欠として八百板正君が選任されまし
た。

○委員長(岡部三郎君) 流通食品への毒物の混入
等の防止等に関する特別措置法案を議題といたし
ます。

本案については、既に趣旨説明を聴取いたして
おりますので、これより質疑に入ります。

○菅野久光君 議員提案ということで、宮崎先
生、白川先生、御苦労さまでございます。

つい二、三日前の新聞でも香川や徳島でまた毒
物を散布したチョコレートがまかれたというよう
な事件等もありまして、流通食品への毒物の混入に
よって食品企業を恐喝して社会不安を起すとい
うようなことで、警察庁指定の第百十四号事件、

いわゆるグリコ・森永事件が発生して以来四年目
に入つた今も、これはもう完全解決をしていな
い。そういうことから、この種事件がまだまだ多
発をしているような状況ではないかというふうに

思うわけでありまして。今回のこの法案の中身を見
ますと、刑法の一部改正というふうな中身ではな
いかというふうに見れば、これが農林水産委員会
で審議をするというのはいささか、まあ私どもの
ような門外漢であるだけにどうかというふうな
感じはするわけでありまして、しかし、それ
はそれとして、私どもの委員会に法案が付託さ
れたわけでありまして、私どもの責任でこれを
しっかり審議をしていかなければならないと、こ
のように思っております。

この種事件の解決に当たっては、警察には大変
な御苦労もあるというふうには思いますけれども
も、国民の側から見れば警察は一体何をしてく
るかというのが偽らざる気持ちではないかという
ふうに思っております。いまだにこの問題が解決し
ない、その原因は一体どこにあるのかということに
ついて、まず最初にお尋ねをいたしたいと思いま
す。

○説明員(古川定昭君) お答えいたします。

グリコ・森永事件につきましては、大阪、兵
庫、京都及び滋賀の各府県警察を中心として
似顔絵の男の割り出し、それから犯人が使用した
タイプライターの特定、無線機等遺留品の捜査等
鋭意推進中でありまして、本事件は犯行時間帯が
夜間であることが多く、犯人が車両を使っている
ことなどもあって有効な目撃情報がないこと、遺
留品につきましては大量生産、大量販売されてい
るものでありまして、物からの捜査は極めて困難
である、それから犯人特定の証拠を残していない
事情がある、また犯人特定の証拠を残していない
ということなどから、捜査は長期化しているところ
でございますが、警察といたしましては、現在に
おきましても本事件を解決するために日夜努力を
しておる現状でございます。

○菅野久光君 消費者を人質にとるような、こういう悪質、そして卑劣な企業恐喝事件の再発を防止するためには法律の力をかりるよりは、まず、その犯人逮捕をすることがこの種事件の唯一といつてもよい再発防止策ではないかというふうに思ふんです。そんなことをすれば必ずつかまるぞと、こういうことがあれば再発を防ぐことができるのではないかとふいに思ひます。それだけこのグリコ・森永事件は絶対に迷宮入りさせなくてはならない。当然のことでありませうけれども、警察は犯人逮捕に総力を挙げてもらいたいというふうに思ひます。

今若干のお話もございましたが、捜査の進展状況と犯人逮捕についての警察当局としてのぜひ自信のほどをひとつここで聞かせたいと思ひます。

○説明員(古川定昭君) 見通し、決意ということでございますが、ただいま申しましたように、警察にとりまして、また現代の社会に対する最大の挑戦であるという点に對して、当面の最重要課題として取り組んでいるところであります。必ず検挙するということで現在も引き続き約六百名の態勢をもって捜査に専従しておるといふ現状でございます。

○菅野久光君 国民のこの種再発防止にける期待に必ずこたえてもらうように全力を挙げてひとつ頑張ってもらいたい、そのことをまず申し上げておきたいと思ひます。

次に、本事件が発生してからこれに便乗あるいは模倣した犯罪、いわゆる食品企業等の恐喝事件が多発しておりますが、現在までのこの種の犯罪の認知及び検挙件数等についてわかつていければひとつ聞かせたいと思ひます。

○説明員(古川定昭君) 毒物混入犯罪につきましては、発生、検挙状況ということでお尋ねでございますが、六十年四月からこの種の統計をとっておりますが、警察庁に報告のありました事件につきましては、現在までに百十二件ございまして、パラコートとか青酸カリ、殺虫剤その他を混入し

ておりまして、それぞれ件数はパラコートが一番多い件数を示しておりますが、現在までにこの事件につきましては残念ながら六件の検挙にとどまっておりますという状況でございます。

○菅野久光君 事件が多発しているけれども、検挙件数は極めて少ない。それだけに非常に難しい面があるんだらうと思ひますが、その検挙したものの対象業種とか、あるいは手口あるいはこの種の犯罪の動機だとか、犯罪者の職業だとか、そういうことがわかつていければちょっとお話しただきたいと思ひますが。

○説明員(古川定昭君) なかなか検挙してみませんといろいろ詳細なことは判明しないわけでございますが、これまで検挙した事例で見ますと、昭和六十年九月に東京都内で発生しております事件でありまして、ギャラリーの社長と女性店長の二人に青酸カリ入りコーヒを飲ませて殺害しようとしたそのギャラリーの女店員を検挙した事例、あるいは同年十月に京都府で小学校に侵入しまして児童の水筒や職員室のやかんにパラコートを含有する除草剤を混入した女性を検挙した事例、同じく六十年十一月に香川県で発生しました内縁の夫にスミチオン入りコーヒを飲ませて殺害しようとした女性等を検挙した事例がございます。

動機その他についてはいろいろそれぞれについて異なると思ひますが、検挙事例が先ほど申しましたように、残念ながら少ないものですから、一般的にどうだということとはなかなか申し上げにくいところでございます。

○菅野久光君 特定の何というか、類型というか、そういうことがなかなか検挙件数が少ないだけに特定できない。そこにはまた難しさがあるのかもしれない。また、あれほど産業社会を不安に陥れましたグリコ・森永事件でありましたが、聞くところによると、この事件後も多くの企業は対応組織やマニュアルを持つていないということのように聞いておりますけれども、この種事件に對処するにはまず企業自身の努力も重要だといふ

うに思ひますが、流通食品関係企業の自助努力について農林水産省はどう把握しておるか、お伺いをしたいと思ひます。また、今後どう指導をするのかもあわせてお願いいたします。

○政府委員(谷野陽君) 農林水産省といたしましては、この種事件の食品流通秩序に及ぼします影響の重大性にかんがみまして、グリコ・森永事件発生以来、関係企業及び業界に對しまして食品製造業や流通業のいろいろなプロセスで外部から毒物が混入されることがないように、製品管理あるいは商品管理に万全の注意を払うように要請をしてきておるわけでございます。

ただいま先生御指摘のとおり、これらの企業におきましては、まずからこのような問題について対応するようにという意識は大変強く持っております。わけでございますが、例えばある菓子企業におきましては容器の開閉部に熱縮むシュリンク包装というようなものを採用いたしましたり、あるいは飲料企業では開栓と同時にキャップが裂けまして復元不可能となるようなブルトップキャップに転換するよう食品の包装の改善も行つておるわけでございます。また、このほかいろいろなプロセス、つまり輸送の段階でございますとか、あるいは店頭陳列をした段階でございますとか、あるいは店頭の適正化についての部内でのマニュアルを見直す、こういうようなことで個々の企業で努力をいたしております。これらはそれぞれ相応のコストがかかるわけでございますが、各企業におきましてみずからそのコストを吸収して、そのように今申し上げましたような対策に取り組んでおるといふのが実態であるといふふうに承知をいたしております。

○菅野久光君 昭和六十一年の十月号ですが、東洋経済の統計月報というのが出ておまして、それで見ますと、対応組織の有無ということではいろいろな業種があるわけですが、五百六十四社のうち、対応組織があるといふのは五十二社なんです。これは昨年の十月号ですから、一年

前ですから、その後においてもつとふえたのかもしれませんが、しかし、このグリコ・森永事件が出て一年たつて対応組織の有無がこんなような状況です。食品の関係だけで見ますと、あるといふのが六社で、ないといふのが十社、検討中が六社、必要な社で、全部で二十三社のうちそんなような状況になっております。そんなことを考えていきますと、この企業自体の対応組織といひますか、そういったようなものについてもまだまだその自助努力あるいは農林水産省としての指導といひますか、これは農林水産省だけでなく、通産省もかわる問題かと思ひますけれども、そういうのが足りないのではないかとこのように思ひます。

この調査の中に書いてあるので非常に参考になることが書いてありまして、のちと読み上げてみますが、四年前の、六十一年の四年前ですから五十七年ということになります。

米國はシカゴでその事件は起こつた。J&Jの子会社で製造された解熱鎮痛剤「タイレノール」を飲んだ人びとが次々倒れ、一週間以内に同地区だけで七人の死者を出した。何者かが青酸カリを混入したためである。脅迫もなければメッセージもないため、犯行の目的等はいまだにわからず、事件は迷宮入りとなつた。

この際、J&J社側は生産を停止し、製品を全面回収した。社長以下七名で構成する「戦略対策委員会」を設けて連日対応策を協議するとともに、消費者や医師に對する積極的な呼びかけ等の「戦略広報」を実践した。これらの諸費用は一億ドルを優に超えたが、事件前の三〇から七〇以下に落ち込んだタイレノールのシェアは、わずか半年で二九にまで回復するにいたつたのである。

J&Jのクレア社長は事件後「当社の経営理念「四つの責任」にもとづいて行動した結果だ」と繰り返した。四つの責任とは、まず①「消費者」に對するものであり、次で②「社員」に對するもの、三番目が「社会」に、そして四番目

が「株主」に対するものである。依るべき基準がある」と強い。

それから二年後にこのグリコ・森永事件が起こったわけですね。ですから、企業自体の自主努力と同じように政府関係機関の指導ということも、こういったような例もあるわけですから、非常に大事ではないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(谷野陽君) ただいま御指摘のとおり、これらの行為というのは、企業の段階、つまり製造業者もしくは販売業者の段階にある商品というものの対してある種の行為が行われ、それが結果としては消費者の皆様の御不安あるいは安全に対する問題になる、こういうことでございますから、企業といたしましてもみずからの営業という観点からいたしまして、そのようなすきのないように、あるいは問題が発生いたしましたときに対応することについての検討というのは極めて重要であらうというふうに考えておるわけでございます。それに対する対応といたしまして、私も従来から企業に対して申し上げてまいりましたことは、日常業務の遂行の中でいろいろな問題を改善していくということを中心としてきたわけでございします。これはこの種の問題を防止するという観点から行ってきたわけでございます。

ただいま御指摘の点は緊急事態が発生した際の問題だろというふうに考えておりますが、御指摘のように緊急事態に対する対応というものは我が国においては必ずしも進んでいなかった。それに伴いまして、過去において二、三連絡その他について十分でなかった事例がないわけではないというふうに私も考えておるわけでございします。今後、今御指摘のような緊急事態の問題につきましても、従来から警察庁等からの話もございまして対応した例はあるわけでございますけれども、さらに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長(岡部三郎君) 質疑の途中ですが、この際、委員の異動について御報告いたします。ただいま高杉通忠君が委員を辞任され、その補欠として山本正和君が選任されました。

○菅野久光君 かつて流通食品への毒物の混入事件を防止することを目的とした立法化の動きが出てきたときに、グリコ・森永事件の犯人を逮捕できなかった警察の責任を法案ですりかえてはならない、そういう厳しい声があったことは御承知のとおりであります。これは時間がたつに従って犯人を逮捕できないことに対する国民のいら立ちから出てきたものというふうに思いますが、新しい法律を制定したからといって、既に発生したこのグリコ・森永事件の犯人を逮捕した上でこの法に従って厳罰に処することは、これは法の不遡及の大原則からいってできないわけですね。したがって、本法案は今後のこの種事件の再発を防止することが目的なわけですが、警察庁としては経験則からいって本法案が成立した場合に、この種事件の防止にどの程度の効果を発揮するといふふうにお考えか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○説明員(古川定昭君) 本法案の内容を拝見いたしますと、製造業者等に対する捜査機関への協力の規定とか、あるいは警察官等への届け出等の規定が予定されておりました。それらの規定に基づいて法案の予定されております効果が発揮されますと、警察といたしましてはこの法案の制定によりまして相当の意義を有するものではないか、またそれが検挙に結びつき、あるいは防犯的な、あるいは抑止的な効果が上がるのではないかとこのように理解していただいております。

○菅野久光君 直ちに効果が期待できるようなものでないことは、これは常識的にやっぱり考えられることではないかというふうに思ふんですが、しかし一度この種の事件が発生すると、グリコ・森永事件でも明らかのように、関係企業のこうむ

る損失は莫大なものになって、原状回復は非常に困難なものであるというふうに言われております。特に中小下請企業への影響は大変大きくて、中には倒産する企業も出るほどの危険性もあるわけですね。五十九年三月のあのグリコ・森永事件によつて中小下請企業にどのような影響があったのか。また、その際中小企業庁がとった措置として、信用保険上の特例措置の適用と中小企業体質強化資金助成制度を発動したということを知りたいと思ひますが、その内容を具体的に伺いたいと思ひます。また、その内容をお伺いしたいと思ひます。

○説明員(市川祐三君) お答え申し上げます。通産省といたしましては、先生御指摘のように、森永製菓の問題につきまして関連中小企業者への影響を緩和するという観点からさまざまな施策を講じたところでございます。

まず一番問題となりますのは、仕事の減少という点に伴いまして資金繰りの問題において経営上の圧迫が起こるという点も考えられます。そういうような観点から、まず中小公庫、国民金融公庫、それから商工中金に対して個々の企業の実情に応じまして積極的に融資を対応するというようなことをまず指導したところでございます。それから、中小企業の場合で申し上げますと、必ずしも金融を受けるといふ場合におきましても物的担保能力、あるいは人的な担保能力におきまして十分でございせん。したがって、そのような措置を補完するという観点から信用保険法に基づきますところの特例措置を講じましたところでございます。

内容といたしましては二つございまして、まず森永関連の中小企業者に対しての信用保険上の特例措置、さらにそのような関連中小企業以外でも例えばチョコレートあるいはビスケットなどを例えれば、あるいはこれを販売するという事業に對しまして同じような影響が考えられるところから、これらに對しまして信用補完上の

措置を同様に講じたところでございします。さらに、特に経営安定上の問題がある場合におきましては、各県で行っております体質強化資金という制度がございします。その資金の制度の活用を各県にお願いしたところでございします。これによりまして低利融資を行うという制度を発動したわけでございします。さらに、関連中小企業者に対して、これは金融措置以外にも仕事をあつせんするというようなこともございします。

そういうような観点から関連中小企業者における下請取引のあつせんにつきまして各都道府県の下請企業振興協会を通じて下請のあつせんを行ったところでございします。

○菅野久光君 これはグリコ・森永事件に限って言えば、この種事件については特例的な取り扱いといひますか、そういうことを通常の貸し出しという点と比べて、特例的な、どこか中小企業庁かどこかでそれを受けて、それを借りたいという金融機関に対して指示をするといひますか、そういうことをやられたというところでございします。

○説明員(市川祐三君) まず、中小公庫、国民金融公庫、さらに商工中金に対しての指導でございますが、この指導を行ひました結果、それぞれの金融機関の窓口におきましてそのグリコ・森永事件における被害というものを十分勘案した上で積極的な対応をしてもらったというふうに承知していただいております。

それから、信用保険上の措置でございますが、これにつきましては、まず森永関連の中小企業につきましましては、親企業が何らかの理由によりましていろいろ経営上の問題が起きた場合におきまして、一定の要件を満たす場合におきましては信用保険上の特例措置の適用があるというの一般的なものでございします。それから、同様にチョコレート、ビスケットなどの販売業につきましても、いわゆる不況業種というふうな観点からの指定をなされた場合におきましては信用保険上の措置が受けられるわけでございします。したがって、信用保険につきましましては、既存の制度を活用して対応し

たというところであらうかと思ひます。

○菅野久光君 企業にとつてはこの種のものがあつて買われたいというところによつて市場におけるシェアが低くなるわけですね。そうなりますと、そこに今度は他の企業の商品が入ってくるということになつてそのシェアを回復するということがなかなか困難だ。先ほどのJ&J社の場合も大変な努力をしてややもとのシェアに近いぐらゐやつたわけですが、自由競争の世界でありまして、片方のシェアが落ち込めば当然ほかの社が入ってくる。しかし、このことがある程度その企業にとつてはこれはもう大変なことになるわけですね。このシェアの確保という問題ですね。こういう被害を受けたところについて、そういうシェアがなくなつた、しかしそれがあつた時点で解決、まあ解決をしたと言つていいかどうかは別にいたしまして、再びその販売競争の中に参入をしていくような場合に、一度失つたシェアはなかなか回復できないということがまたその企業にとつて大変なダメージになつていくわけですね。このようにすることについて、これは全く特殊な犯罪によつてそういうことになつていくわけですが、このようにすることについて何らかの措置が講じられないのかどうか、その辺についてはどうでしょう。

○政府委員(谷野陽吾) ただいま御指摘のように、グリコ・森永事件の場合には、特に森永の製品につきましては一時店頭から姿を消す、こういうような事態に立ち至つたわけでございます。森永は経営上も大変苦しい立場に立ち至つたわけでございます。それで、その際に私もいたしましては、このような事件に対応している森永に対しては社会的な皆様方の御理解を得、かつその経営の立て直しの一助となるようにということで森永製品の販売、いわゆる袋詰め製品でございますけれども、等を行ひまして、その操業の維持、雇用の確保等を図つたわけでございます。もちろん、これでは必ずしも十分なわけではございませんで、かなり操業度も低下をしたわけでは

ありますが、このようなことにつきまして各方面から御支援をいただきましたことは当該会社にとりましても大変力強いものであつたというふうに私も考へておるわけでございます。

その後の状況でございますけれども、当時、森永の製品が販売が減つたというだけではなくて、菓子業界全体としてお菓子に対する信頼性がなくなつたのではないかと考へられるぐらゐ売り上げが伸び悩み、あるいは低下をいたしております。菓子業界は一社の問題と考へず、全体の問題としてこの問題に取り組んで対応を検討をいたしておつたような事態があつたわけでございます。その後、事態が鎮静化するにつれて徐々に市場も回復をしてまいりました。森永製菓の場合にもよりやく前期に復配をするに至つたわけでございます。お菓子は大変種類が多うございしますもので、一つ一つのシェアという問題を計数的に申し上げるのは大変困難でございますけれども、私どもの見るところ、おおむね事件前の状態に近づいてきておるのではないかとというような印象を持っております。

○菅野久光君 特別立法をするという趣旨からいけば、その辺のこともいろいろ今後考へていかなければならないものではないかということから質問したわけでありまして。

政府は、ここに提案されている法案の内容については、恐らく現行法に飲食物への毒物混入罪がないことから本法律を制定することには一定の評価をしていられると思ひますけれども、そうであるとすれば、政府提案が非常に多い中でなぜこれほど重要な法律案を政府提案しなかつたのかということについてお聞きをしたいというふうに思ひます。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 政府提案にしかつたのかというお話でございますが、御承知のように、あの当時のことを考へてみますと、非常にセンセーショナルな事件でございまして、国民の生命を人質にして、そして社会不安を惹起するといったような問題でございしましたの

で、やはり何といつてもこれは我々国会におる者が率先して対抗策を講じなければならぬのじゃないかということ、皆さん各省の方々もお集まり願ひまして、いろいろ協議をいたしました。そのうちに、自由民主党といひましたも、党内に委員会を設けましていろいろ議論をしたわけでございますが、とにかく刑法だけの改正ということじゃなしに、あらゆる政府の機能、そしてまた国民の協力も得まして、こういふものは絶滅しなきゃならぬだろうということ、総合的なこういう法律案をつくるということになつたわけでございます。政府の方としては、私もよくはつきりしたことはわかりませんが、私の感じておりますところは、まあ党の方で一生懸命各省関係でやつておられるから不離不即で見守つておられたのではないかと。これは私の推測でございますが、そのように考へておられます、私もその点はやはり国民的な不安を除去するために、その点が現立法に欠けておりますので、どうしても総合的な立法をすべきだ、こういうことでやつたわけでございます。

○菅野久光君 提案者であります宮崎先生からのお話は、議員立法という形で、これは立法府でありますから議員として必要だ、どうしてもこれは早急にやらねばならぬという御決意のもとにやられたことについては私もわからないわけではないんですが、日本の国は残念ながら我々立法府で議員提案という形が非常に少ないものですから、そういう意味でなぜ政府がこれほど重要なものを提案しなかつたのかということ、申し上げたわけですが、きょうは加藤大臣もちょっとお見えでございますから、この点についてはよろしくございします。

それから次に、本法案の内容についてちょっとお伺いをいたしたいと思ひますが、その前に毒物混入等によつて一般市民が死亡等の被害を受けた場合の救済制度として、昭和五十六年一月一日施行の犯罪被害者等給付金支給法、これがあつたが、一人の生命又は身体を害する犯罪行為により、

不慮の死を遂げた者の遺族又は重障害を受けた者に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給する」ということになつておりますが、これはいまだ半分半分の気持ちで食品に毒物混入等をして他人に障害を負わせた場合にも本法の適用はあり得るのかどうか。もしないとする他の救済制度としてはどのようなものがあるのか。それをまずお伺ひしておきたいと思ひます。

○説明員(松田和雄君) お答えいたします。この種の犯罪によりまして被害に遭ひ死亡した場合は犯給法の適用はあるのかという御質問でございますけれども、毒物あるいは劇物等を流通食品に故意に混入するなどいたしまして死亡または重度の障害を負ふ事案が発生した場合におきましては、通常その被害者の遺族または本人に遺族給付金または障害給付金、これが支給されることとなります。

○菅野久光君 それでは、本法案の内容について、まず通産省にお伺ひをいたしますが、本案の第八条、これによりまして「国又は地方公共団体は」ということで、最後の方に「製造業者等」に対し、必要な指導、助言、資金のあつせんその他の措置を講ずるよう努めなければならない」というふうにあります。通産省としてはこの規定によつてどの程度の措置をとることができるのか、それを伺ひたいと思ひます。

○説明員(市川哲三君) 通産省のこの法案の八条に基づく措置はかかる措置があり得るかということでございますが、まず通産省の立場から申し上げますと、これは食品の流通及び製造、販売、そういう流通に係つたことは基本的に農水省さんの御所管でございますが、通産省の立場からは中小企業の経営安定という観点からの対応があらうかと思ひます。その限りにおきましてとり得る措置をいたしましては、先ほど若干御説明申し上げましたが、グリコ・森永事件において講じました措置をもう一度繰り返しますと、中小公庫、国民金融公庫あるいは商工中金に對しまして、

個々の事情に応じまして積極的に金融措置を講ずるよう指導したということ、それから中小企業者におきまして信用能力を補完するという観点から、森永関連中小企業、それからチョコレート、ビスケット等の製造あるいはその卸業に對しますところの信用補完制度を奨励したということ、さらには体質強化資金の制度の活用をした。仕事の面におきましては下請取引をあっせんすべく、都道府県の下請企業振興協会を通じて所要の措置を講じたところでございます。

これは森永事件のような非常に極めて重大な事案の場合に講じた措置でございますが、いずれにせよその個々のケースに応じまして対策を講じていくということにならうかと思いますが、このグリコ・森永事件におきまして講じました中小企業対策という観点からの対策は、今後この法律ができましたときにいかなる措置を講ずるかということには十分参考になるのではないかとこのように考えております。

○菅野久光君 これは法律できちっとこういう形で出されているわけでありまして、通常の形での資金のあつせんとか、そういったようなこと等とは対応はどのように違いますか。

○説明員(市川三喜) 実際個々の案件に応じて判断しなくてはいかぬという問題であらうかと思ひますが、今申し上げました金融上の措置あるいは信用補完上の措置、それから経営安定上の低利融資の問題、さらには取引あっせんの問題といひますのは、いわば中小企業庁におきまして下請企業あるいはそれ以外の企業に對してとり得る経営安定上の措置といひましては最大限の措置であらうかと思ひます。これは利用実績等を見ましても、グリコ・森永事件におきまして相当程度活用されたということもございまして、一応この措置のとりあへずは範囲の中であつて対応するということ、事案に応じてはまた別のことを考へなければいかぬということもあらうかと思ひますが、とりあへずはこれで対応できるのではないだらうかというふうに考えております。

○菅野久光君 實際にこういったような状況に陥つたときに、経営者の方はいろいろな点でやはり何というんですか、困惑をして、どうしたらいいかわからないような部分が出てくるんじゃないか。そういうときに、やはり法律の条文にもきちつと書かれていることだけに、指導をもつと懇切丁寧に、いわゆる言ってきたらやるということじゃなくて、むしろその企業、個々の関連する企業に對して、あなたのところはどうかというように、そういったようなことがあつて、その相談にしっかりと関係機関が乗っていくというようにすることが必要ではないかという私は思ひで言っているんですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(谷野陽君) ただいま御指摘の点につきましては、グリコ・森永事件の際もそのようなお話がありました。グリコ・森永事件の際に内閣に關係事務次官によります会合が開かれて、対応策が検討されたわけでございますが、その際たゞいまだありましたような政府関係機関について中小企業庁の方で十分御手配をいたしたということに加えて、企業関係のいろいろな要望その他についての窓口は、これは食料品の問題でございますので私どもの方が担当いたしました。そのような施策があるということ、例えば菓子関係団体等を通じて関係者に周知徹底を図つたわけでございます。その結果、先ほど中小企業庁の方からお話がありましたように、相当額の融資が實際に行われたという例がございますので、今後この種の問題が起きましたときにも、そのような先例を十分踏まえて對処してまいりたいというふうに考えております。

○菅野久光君 一度残念ながらこういったような経験があるわけですが、どうもお役所と言へばやっぱり座つていて来るのを待つて、来たやつについてどうこうというのが役所に対する国民のイメージなんです。やっぱりこの種の問題については役所の方が積極的に出かけていって相談に乗るといふようなことがこの法案を出している私は趣旨ではないか、この条文の趣旨ではないか

というふうに思ふので、その点、今後あつてはならないことですけれども、仮にあつたとしたらぜひそういう態度でやつてもらいたいということを要望しておきたいと思ひます。

次に、本法案の一条に「流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定める」と、こうありますが、この「措置等」というのは具体的に何というのことを考えておられるのか、それを伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(白川勝彦君) お答えいたしますと、流通食品への毒物の混入等を防止するための措置、まずこれがやはりできるだけ徹底されないことにはこういう犯罪を防止できないわけでございます。そういう意味では第一に毒物、劇物の管理体制、こういうようなものをどうしてもやっていたかきかならないわけでございます。ただ、この社会には毒物、薬物というものはいづれにございまして、かつまた工業製品その他はかなり幅広く使われておる。そういうケースもございまして、そういったしますと単に毒物、薬物だけの管理ではならぬであらう。そういったしますと、例えばグリコ・森永事件なんかでも相当強力な一つの資料は提供したようでございますが、防犯カメラの設置であるとかいうようなことも、大変犯人その他に對しては大きなプレッシャーにならうかと思ひます。

さらに申し上げたいことは、流通食品のこん包その他でいわゆる第三者が毒物等を混入するといふようなことができない状態、もしそのような犯罪が行われたとしたならば直ちにわかりやすいような包装、こういうようなこともこの事件を機にいろいろと工夫されたり考え出されているようでございますが、こういうことに對するいろいろな基準を決めるとか、あるいは技術を開発するとか、二、三の例を申し上げたわけでございますが、これらのことは専門家がさらに検討したならばいろいろあるのではないだらうか。そういうことを含めて「措置等」と言わせていただいたわけでございます。

○菅野久光君 「措置等」という「等」は非常に範圍の広いものだということ、それで具体的にどのようなことを考えておられるのか伺つたわけですが、いづれにしろ今もお話がちょっとありましたが、例えば包装一つにしても、それが発布あるいは混入されたという状況ですね。こういったようなものがわかるような包装というようなお話などもありますが、今後こういったような犯罪をなくしていくためにこの種のものをどういう措置をすることがいいのかというように、この点について、何というのでしようか、研究会と申しますか、指導と申しますか、そういったようなことについてはお考えでしょうか。それをちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(谷野陽君) ただいま御指摘がございましたように、毒物がある過程で混入をされるという点と、包装なり監視体制ということは大変密接な關係があるわけでございます。先ほど御指摘がございましたアメリカの事故の後でも、アメリカにおきまして包装についていろいろ新しいいろいろな方式をそれぞれの實際に應じて適用したらしいのではないかと、こういうようなことの検討などがなされて、私どももそれを手に入れました参考をいたしておるわけでございます。

これは食べ物、いろいろな商品形態がございまして、それぞれの形態あるいは単価等によりまして対応の方法も違つたわけでございます。何分人間がやることでございますので、これを非常にコストをかけてまねをしうと思ひますと、それは絶対というものはなかなか難しいような方式もあるわけでございますけれども、私どもも今までの過程におきましてそれぞれ発生した事態を見まして、そのときそのときに一つずつ新しい方式等を示唆いたしました改善を加えてきておるわけでございます。今後におきましてもいろいろな包装技術の発展等もあるわけでございますので、さらにこのような方面につきましても研究開発あるいはそのような技術の普及について努めてまいりたいというふうに考えております。

○菅野久光君 「措置等を定めるとともに、」と、こうあるんですが、今の若干例示的に申されたようなことがいろいろあるんですが、それを関係法律だとか、あるいは条例だとか何か規則だとか、そういうふうなことに、その「等」ということでいろいろ考えられるというふうなことは盛られてるものもあるのかもしれないが、これから盛るといふ、そういうふうなものを「定める」ということになるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 第一条は目的でございますので、この法律にこれから追加するとか、そういう問題ではございません。要は現在各省庁が持つておられますあらゆる法律がございますが、その法律を運用してそしてこういふような事件の再発を防ぐためにあらゆる努力をしていただきたい、そういう意味を含めて目的として書いてあるわけでございます。

○菅野久光君 関係するそれぞれの法律の中で、この目的に沿うような形でそれが運用されるというんです、そういうふうなことになるっていいんだらうということだと思ひますが、それでは本法案の二条の一項におきまして「流通食品」とは、公衆に販売される飲食物をいふ」と定義されておりますが、「公衆に販売される」とは具体的にどういう意味なのか、それをお伺いしたいというふうに思ひます。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 通常は、飲食物が公衆の販売の用に供するような状態になってから最終の消費者に渡るまでの間、あるいは保管とか輸送とか、そういう期間もあるかと思ひますが、その間にある飲食物をいふものでございまして、不特定または多数の人に販売される、そういう形態のものを言うわけでありまして、例えば商品、商店に陳列されておりますお菓子とか、あるいはまた野菜とか、そういうものを考え、そういうものがこれに当たると思ひます。

○菅野久光君 具体的に言いますと、製造業者から通常の場合、卸に行つて、卸から小売と、こう

いったような形が一般的な形態ですが、どこからどこまでがその流通食品ということになるのか、その辺はいかがでしょうか。

○衆議院議員(白川勝彦君) お答えいたします。流通食品の起点と終点ということでしょうか、終点のところはいわゆる消費者が購買したときと、後には自分で消費するとかあるいは人に差し上げるとかという、いわゆる販売は予想してないいわゆる販売行為が終点だと思ひます。でございますが、始点はどこから始まるかということでございますけれども、これは工場などでつくっているものはもう流通食品の製造過程であるといふことは明確になるわけでございますが、流通食品と言ふためには、やはりそれが売られる状態になったときからだと思います。それから、いわゆる自然界からとる野菜であるとか果物であるとか魚といふことは、原則として採取とか、あるいは採取された時点というふうにするのが妥当ではないかと思ひます。

○菅野久光君 そうすると、製造業者から卸に行くときには、もう製造業者の手を離れた段階から消費者の手に渡るまでというふうな理解してよろしいわけですね、一般的なものについては。

○衆議院議員(白川勝彦君) 製造業者の手を離れた時点で流通食品になるというところは疑いがないところだと思ひます。むしろ製造業者が流通食品として売れるものをつくるという過程が、要するに流通食品の製造過程ということになるんじゃないだらうか。また毒物が混入されるというケース、しかも最も危険なケースでございまして、例えば大量の食品の中に大量の毒物が入るといふのは、製造中の中に入混入する場合が一番安易でございまして、かつ大量のものが出来るわけでございますから、その辺あたりは十分この法律を解釈する場合には考へておかなきゃならないことであらうと思ひます。ですから製造業者の手元にあるときも、もう販売されるためについているわけでございますから流通食品と、こう言つていいと私は思ひます。

○菅野久光君 そうしますと、いわゆる製品にたつたその段階から流通食品ということと、まだ卸に入る手前でも、製品にたつた段階から流通食品だといふふうな解釈をしてよろしいですね。

○衆議院議員(白川勝彦君) 先生のおっしゃるとおりだと思います。

○菅野久光君 それじゃ、この法案の二条の二項で毒物の定義がなされておりますが、その三号では「その毒性又は劇性が前二号に掲げる物の毒性又は劇性に類似するもの」も毒物のカテゴリーに含まれることになるわけですが、この「類似するもの」という概念は非常に不明確であるといふふうに思ふんですね。罰則との関係で構成要件が不明確となると、罪刑法定主義に反していわゆる憲法三十一條違反になるのではないかと、いふふうに言われておりますが、この辺についてはどうでしょうか。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 御承知のように、一号、二号は、毒物劇物取締法または薬事法によりまして名前がきつて出ておりますので、これは問題ございせんが、今お尋ねの三号のいわゆる「類似」という問題でございまして、この点につきましては、この一号、二号に掲げられした毒物と同じ程度の毒性あるいは劇性の強いものと、こ

ういふふうに理解をいたしておりますので、この三号を除きますという、一号、二号以外の薬物の中間生成品でありまして、いろいろなものがございますので、それを使つた場合には何も犯罪要件にならないという、裏から申しますとそういうことになりまして、この点を特に挙げましてや

か、その点についてお考えがありましたら、ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(坂本一洋君) 三号で予想される毒性、劇性の強いものというものは、幾つかの類型に分けられるわけでございますけれども、一つは、製品の中間生成品としてできるイソシア

ン酸メチルですね、こういうものが考えられます。それからもう一つは、試験研究目的で製造使用されるものとしてのかび毒とかアフラトキシン、そういうものが一応考えられると思ひます。それからあと、天然に存在する動物、植物、動物の中に含まれてる毒ですね。例えば動物として

は硫黄酸、これはセレンを含有しているといふことです。それから植物としては毒きのこですね。これはかなり致死性の強いものが現実にあるわけでございます。それから、その他動物の毒として幾つかあるんじゃないかといふことです。それからあと、廃棄物ですね。廃棄物としていわゆる無機シアンなどを含んでいる廃シアンですね。それからその他、細菌、ウイルスのたぐいでいろいろの毒性、劇性の非常に強いものがある。

それで、こういう書き方になっておりますのは、一号、二号の劇物とか毒物ですね。これ劇物毒物法で規定しております。これは世の中の毒性、劇性の強いものを全部網羅しておるわけではないわけ、たまたま製品、商品として世の中に

出回つてゐるものだけを規定しておるものだから、結局三号で類似するものといふのはかなり多いんじゃないかというところでございまして。

○菅野久光君 このところのところがやはり何となくでしようね。すっきりした形ではないものですか、実際に犯人を捕まえたときにきちっとした形でやれるかどうか。あるいは拡大解釈ができるのではないかと、いろいろなことと心配される部分で、その乱用がまたあつてはならないのではないかと、いふふうに思ひます。

次に、三条の一項で、「国は、流通食品に毒物が故意により混入され、」とありますが、この文言は何か特別な意味があるようにも思へるのです

けれども、どういふことなのか伺いたしたいと思ひます。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 「故意により」といふのはいふゆる過失でないといふわけでございまして、そういう毒を自分でそのものに混入をして、あるいは添付したといふことを自分で意識することのできる状態、そういうことを指しているわけだと思ひます。特にその目的のために流通食品に毒物を混入する、何も知らずに過失といふことではない、こういうことだと思ひます。

○警野久光君 意図的といふような意味で「故意により」といふ文言でこのところは出されたい、こういうことですね。

では、この本法案の四条ですね。ここで警察官等への届け出義務が規定されております。これは十条によって罰則の担保でその実効性が確保されておりますが、まず四条で規定する「製造業者等」といふ文言が、三条の三項を受けているとはいへ、その範囲が何か広くとられはしないかといふふうにお聞きしますが、いかがでしょうか。また、「直ちに」といふふうにあると思いますが、それは具体的にどの程度のものを言われるのか。それをお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 「製造業者等」といふのは広くとられはしないかといふお話でございますが、やはりこの第三条の三項に規定をいたします「採取及び加工」、「輸入又は販売」、「これまで入れます」といふと、「製造業者」だけではこれだけでは当初の目的を達成できませんのでこのように入れたわけでございますが、故意に広くしようといふような考えはございません。そして、なおまた、「知つたとき」といふことも、知つた者はいないが私も大体毒物が入つたらしいぞとか、情報だけで知つた者にはならないといふふうな解釈しておきまして、例えば販売業者あるいは製造業者でありまして、そういう情報がございますが、実際に研究室かなんかでやってみて、なにが一つ入つておつた、これは毒物が確かに混入されておつた、そういうことを「毒物の混入等があつたことを知つた」といふふうな厳しく解釈すべきだと思つております。そういうふうなことでございまして、この知つた人、知つた者といふのはそう広く及ばないんじゃないか、かように考へております。

もちろん後の罰則はこの通報を担保するためのものでありますし、そういうふうなことを知つていてる人でございまして、これはやはり国民の生命に關係する問題でございまして、「直ちに」といふのは、普通言ひますように、すぐひとつ届けてください、これは当然のことではないか、かように考へてゐるわけでございまして。

○警野久光君 この第四条の「直ちに」といふことがどの程度のものかといふのは、これはとりよつては、どのようにでもとれるんじゃないかといふふうにお聞きする。ですから、これは警察官の判断、もう何時間か前にそのことがあつて、そしてそれが本当に毒物かどうかといふことを問ひ合はせたりなんかいふやうなやつで、そして三時間なり四時間なりになつて届けたといふ場合もあるでしょうし、あるいは、しつかり確認しないけれども、そうではないかと思つて届ける場合もあるでしょうし、その場合に警察官の主観あるいは警察官とその製造業者との人間關係だとか、何かそういうことの中でこれは「直ちに」ではないからといふことで十条の罰則といふことが「二十万円以下の罰金に処する」と、こうあるわけですね。ですから、この「直ちに」といふこの言葉は非常にあいまいな言葉ではないかといふふうにお聞きする。気持ちとしてはわかるんですが、よ。気持ちとしては、もうそれがわかつたらすぐ届けてくれといふ気持ちはわかるんですが、上保安官ですね。それと製造業者と、何でもないときはいいんです。しかしもしも仮にその製造業者が何らかの事件とかかわりて疑われるようなことがあつた場合、このことを「直ちに」ではないといふことを理由にして罰則なり何なりといふことで取り調べとか何とかといふようなことがあ

り得るのではないかといふことも、これは一般国民の側から見れば心配なところの一つではないかといふふうにお聞きする。その辺はいかがでしようか。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 「直ちに」といふことはそのとおりでございまして、今おつしやつたようにここで警察権限の拡大みたいなことは全然考へておりません。常識的な意味におきまして、国民の生命を守るためにひとつずつお届けてほしい。なかなか試験してはつきりわかるまで時間がたつと思ひます。そしてまた、今どうも毒物が混入されたいといふのは、第五条の方にいふゆる罰則のない規定もございまして、その辺のことは確定してから、きちんとしてからといふくらいに第四条は解釈していただければ「直ちに」といふことも現実的に、知つたらすぐ一時間以内にとか何とか、そういうわけでもございせんので、その辺はやはり常識で解釈したらいかんがなかなと思つております。決して今お話しのような警察権限の拡大を意図しているわけではございません。

○警野久光君 今宮崎先生がおつしやられたような、ごく常識的な形でやられたいんですが、警察はもう時折別件逮捕といふことであるやられることがあるものだから、そういうことにこれがまた使われては大変だ。これは逮捕しやありませんけれども、罰金ですけれども、しかし罰金をやるからにはやはりとにかくとどめて、そういうことがあるかどうか調べなきゃいかぬわけですね。そのことが非常によく問々、あつてはならぬことなんですけれどもあるものですか、そういうことがないように特段にこの「直ちに」といふことを注意をして運用していただきたいといふことを申し上げて、私の質問を終わります。

○稲村稔夫君 ただいま審議に入りました流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法といふものについて、私もいろいろとわからない点がありまして、これを申し上げたいと思ひます。

いろいろと御質問を申し上げたいと思ひます。

法案の内容に入ります前に、提案者に特に伺つておきたいと思ひますが、先ほども同僚の警野議員から、なぜ議員立法になつたんだろう、政府提案といふ形、内閣提出法案といふ形をなぜとらなかつたんだろう、こゝういふ疑問が出されておりましたが、私も同様の疑問を持つわけでございまして。といひますのは、一つには私は農林水産委員会の委員なので、農林水産省にかかわる行政的なものについては、それはそれなりに一生懸命今まで勉強もしてきた蓄積もございまして。しかし、これにはそういう行政的な部分と、それからむしろ刑法的な部分と両面が含まれていふ形に相なりま

す。刑法的なものについては私にとっては全くの素人だと思ひまして、それこそ今回法律が回つてまいりまして、もう私自身の全身に毒が回つたんじゃないだろうか、そんなふうにお聞きするに苦しいのでいかなければなりません。そういうところにもひとつ私は理解がなかなかないといふ問題点があるわけだと思ひます。

そこで、先ほどのお話では総合的な対応策を考へなければならなかつたからといふお話でございましてけれども、もう私は、そういう行政的なものを総合的にくみ上げていって、どこか主管省庁になるところを中心にして審議をする、これはそれで当然だと思ひます。なければならぬことだと思ひます。しかし、その刑罰を中心にした部分といふのはむしろ刑法の一部改正といふ形で提起されるのが私は常識的に至当だと思ひます。こんなふうにお聞きするわけでございまして、私の同僚の白川先生が提案者の一人として御出席になつておきまして、それこそ地元でも法律の専門家として随分御活躍になつてい

る法律の専門家に、ずぶの全くの素人がこれ伺ひますので、まことに恐縮でございまして、宮崎先生の方もひとつ素人でもよく理解ができるようなひとつ御説明をいただきたいと思います。

七

今申し上げましたように、行政法的なものは総合的にとらえていくことがこれはいいけれども、刑罰を中心にした刑法的部分というのは、これは刑法の一部改正ではないかなったんだらうか、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたい。

○衆議院議員(宮崎茂一君) この流通食品に毒物を混入するというグリコ・森永型の犯罪は非常な国民生活に不安を与えているわけでございまして、それによりまして国民の生命に關係するような非常に重要な問題でございします。したがいまして、私どもといたしましては、国民生活の不安と安定、そういったことを考えるのは、やはり政党としても、そういう立法機關でございしますので、私どもとしてもこの立法の責任があるんじゃないかと思ひまして、これはいろいろな各省が關係をしておりましたので、こういったような法律にいたしましたわけでございします。ただ刑罰だけを規定いたしましたけれども、それだけでなかなか防止できないんじゃないか。農林省も通産省も、あるいは厚生省も、全員がこの防止のためにひとつ立ち上がっていただかなければならぬんじゃないかということとでこのような立法をいたしましたわけでございします。

総合的な行政法的な考え方、そしてまた、いわゆる司法、立法の方から、罰則が加えられるから、これはひとつこの委員会になじまないんじゃないかといった意味の御発言がございしますが、特別立法はどこでも大体その主管的なところが中心になりまして、多少やっぱり罰則は加えられて、書き加えられております。私も実は純然たる法律専門家じゃございしませんで、土木屋でございします。法律の方は大体刑罰の量とか、それにつきましては白川君や法務省にお尋ねいたしまして、そんなに目立たない、突出しないような形で法律の条項を担保する程度のものにしていただきたいて、こういうことでつくってあるわけでございまして、やっぱり何とんでも防止、あるいはまた事件があったときの後の各省あたりの措置の

問題、そういったことが中心になりますので、こういった立法の形にしたわけでございします。御理解を賜りたいと思ひます。

○稲村稔夫君 今のお話は、それはそれなりにわからぬわけではありませんが、しかし現行の刑法におきかへても、例えばちょっと似たような対応の部分というのがございしますね、水道に対する毒物混入とか汚穢の混入とかですね。ということがありましますから、そうすると、確かにこの間も参考人の皆さんの御意見の中で、流通食品についてというのは今具体的にはないから、それを補完するものとしては何かなきやいぬのかもしれないというふうな御意見等もございしました。が、そうすると、刑法の中でその部分、例えば今もう既に水道というのがあるわけでありましますから、そうすると、それに、こうした流通食品というふうなものではほんの一部を改正していく、こういう提起というの、方法も、道もあつたのではないかと、こういうふうな思ひ込んですけれども、その辺はいかがでしよう。

○衆議院議員(宮崎茂一君) これは罰則だけでどうも担保できないんじゃないか。それは刑法の上からいいますと、実はそういう毒物を混入することによりまして社会不安というものをどういうふうに立件したらいいの。社会不安ということからいいますと、いわゆる騒々的な社会不安という点をつかまえますと、騒々的な罪みたいな性格を保持しております。ですから、そういった面もこれはなかなか食品の、浄水に混入した場合三年以下の懲役でありますとか、水道の方は二年以上十五年以下の懲役と、そのランクだけじゃなくともこれら下のも、これはやはり問題があるんじゃないかと思ひます。これはまた罰則の量としては、今二つの、水道と浄水の場合の水道の方に近い方をとつたと、こういうふうな言えるわけでございします。が、そこを改正したわけでは、先ほどから申し上げますように、総合的な立法でございします。むしろそういうことのないように防止する、そしてそういう不安のないようにするところを力点を

を置いたと、こういうふうな考えているわけでございします。

○稲村稔夫君 御主張の趣旨は何いでしたが、それで法務省に伺いたいんですけれども、当然、法務省としてもこうした刑法の一部改正の内容を一つの側面として持つておられるものについて、いろいろと事前の相談にもあるいは乗つておられるのかもしれないが、与党さんの提案でありましますから、しかし刑法の一部改正という形であれば、議員提案というよりはむしろ内閣提出法案のような形で提起をしていくという格好になつたんでないか、そんなふうにも思ひ込んですけれども、これはなぜ政府の方で刑法改正という方向で考えになつたのかということが一つ。

それから、もし刑法の一部改正という道をとられるとしたならば、手続上いろいろな各界の意見聴取などということも一応はしてこられるのではないだらうか、こんなふうにも思ひ込んですけれども、その辺のところ、それから「ちょっと待つて下さい。提案者の方には、それをどういうふうな聞いたかをまた後で何おしえていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、刑法改正草案というのが前に発表になっておりますけれども、これが現在なげ目の目を見ていないのか、こういう理由等も含めて政府としてのお考えを伺いたい。

○説明員(東條伸一郎君) お答え申し上げます。第一点のなぜ刑法の一部改正で対処しなかつたかという御質問でございしますが、この点につきましては、先ほど来御提案者の方から御説明のございましたように、グリコ・森永事件を契機として流通食品の安全性というのに対する国民の一般の不安が非常に強まったという特殊な要素もございまして、その安全を総合的な観点から確保する、その一環として罰則を盛り込むという形の特別の法律体系を持った方がよろしいということから本法案が提出されたというところでございまして、罰則のみの刑法の一部改正ではこの際対処しなかつたというところでございします。

つたということもございします。

それから、仮に今刑法の一部改正で対処するものとすればどのような手続が考えられるかという御質問でございします。御承知のように、刑法一部改正をいたします場合でも、基本的には法務省にございします法制審議会というところに諮問をいたしまして検討をいただくというの、基本的にはそういうプロセスを経る、必ずしもすべてそのプロセスを経るかどうか、私も一部改正の全部の歴史を当たつておりませんので自信がございませんが、通常の重要な改正でございしましたら、そういう手続を経るということもございします。

それから第三点の刑法全面改正はどのように相なつていくのかということもございしますが、御承知のように、既に答申が出てから十数年を経ておりますが、各則あるいは総則いろいろな面で各界からいろいろな御意見もございまして、なかなか全面改正というところを行つ時期にきていない。むしろ部分改正といえますが、例えば前国会で御審議をいただきました成立させていたいただきましたコンピニーター關係の条項と、それからしばらく前には贈収賄罪の法定刑の引き上げというふうな形で、罰則のみで対処し得る事項につきましては、その都度その都度ニーズに応じて改正をしていくというところで当面臨んでおる。刑法全面改正につきましてはさらにいろいろの問題を検討いたしまして、しかるべき時期に何らかの形で決着をつけなければならぬだらう、その時期はまだちょっと見えないというところであらうかと思ひます。

○稲村稔夫君 今のお答えにもうちょっと伺わせていただきたいと思います。私は、刑法改正草案というの、その目を見ていない理由にはいろいろなことがあるだらうというふうな思ひます。が、いづれにしてもその審議会がまだ今のままだったら通過をしない、こういうことなんではないかと思ひ込んですけれども、そのことはそれといたしまして、審議会はどういう構成になつておりますか。

○説明員(東條伸一郎君) 先生、刑法改正の諮問

いる着詰める段階ではかなりいろいろなやりとりがあったことだけは御報告をさせていだきたいと思います。

○稲村穂夫君 何といいましようか、皆さんの中で議論をされたことや、それから政府との関係の中でこのことはそれでわかりました。

しかし、先ほど申し上げておりますように、例えば通報の義務違反に対して罰則を科するというところとか、捜査への直接的な義務づけをすること、そういう問題は、これは国民の立場からしてはいけねいという重大な問題を含んでいてはなりかねないという重大な問題を含んでいて、そういう受け取り方をする向きもかなり出てくるという、そういうものでありまして、私はこうしたものに付いて極めて重要な課題を持っているのでありますから、これは当然広く各界の意見というものが十分に聞かれて、そして今言われたような、それではその考え方に基いて各界との間でコンセンサスを得た上で、そして提起をしてこられるというのが私は一番自然な姿ではないかというふうに思っています。

そこで今、提案者の方では、今回のこの法案を作成するに当たって、どういう形でどういう人たちの御意見を聴取されたか、そのことをさらにお聞かせをいただきたいんです。

○衆議院議員（白川勝彦君） 先生の御質問の趣旨は、刑法の一部改正案ということであるならば、先ほど法務省からお答えがあったように、法制審というものを普通は通って行くわけである、そこでは専門の学者や実務家やあるいは有識者の批判にさらされた上で一つの成案を得る。ところが、実際的には刑法の一部を改正するような内容にわたるにもかかわらず、そのようなものがないではないかということだろと思うわけでございますが、その点につきましてはもちろんおっしゃる通りでございます。そのような審議を経たものでないことはもちろんでございます。ただし、このような法定刑や構成要件にするということにつきましては、私ももちろんことをするんだ

ということを十分認識しておりますので、我々自由民主党の中の法律関係の専門家の中で相当議論いたしましたし、もちろん法務省ともいろいろ意見を交わさせていただきました。また、我々だけではこういうことでどうであらうかというところに関しては、何人かの学者の方に相談をしたりして、そういう中で我々としてはこれならば決してそう突出したものではないであらう、こういうようなことにいたしましたわけでございます。

また、届け出義務ということにつきましては、先生おっしゃいますとおり、全部の犯罪について届け出義務があるというものではございません。ですから、私もこの届け出義務をどのような形で課するか、しかも罰則のある届け出義務をどうするかという点に付いては最も意を尽くしたところでございますけれども、この届け出義務は裏取引の防止というものは一切含んでおりません。この届け出義務の法益は何であるかというところ、この構成要件を見てもわかりのとおり、製造業者等が毒物混入があったことを確実に知った者は、直ちに届け出てくださというものは、大勢の人の生命、身体を守るということが法益である。ですから本当ならば捜査当局であるとか、あるいはこういう卑劣な事件を根絶するという意味では、そういう犯罪のおそれがあるという場合には、届け出ていただく必要があるわけでございますが、そういうことにしますと、当事者としてもあるいは大勢の人をいろいろな意味で苦境に陥れることがあるんじゃないかということ、とにかくこれを食べたら大勢の人が死んだりあるいは身体に害を受けるというのをわかっていたら、それは流通食品を売る製造業者としては、それは届け出たはるの常識に属することでございますし、そんなものは売るわけがないですよ、同時にそこまできたらもうやみ取りをしようにと考えさせんよというような業界の強い意思もお聞きしました。

そういうようなことで、こういうことであるならばそういうような負担はもたらぬないし、同時にハムレットのような心境に陥らせることもまずないだろう。そういうことで爆発物取締罰則であるとか、あるいは銃砲刀剣類所持等取締法というものがございいますが、そういうところにはもつと要するに爆発物があることを知った者は一般人でも届け出、こういうような規定があるわけでございますから、この程度は製造業者等に義務づけても、過重なもの、あるいは捜査に協力せよということも無理な義務づけたものという、そういう人権抑圧的なものは一切ないだろう、そういう点で法定刑二十万円以下の罰金というようなことを含めて人権侵害というような問題はないであらう。これは我々がいろいろ世間の物の考え方を参酌しながら自信を持ってそう決まさせていただきます。いたわけでございます。

確かに、手続的には先生おっしゃるとおり法制審議会というものを通ったものではございません。しかし、こういう法律の性格上やむを得ないことなんじゃないかなと思っております。

○稲村穂夫君 私は、今提案者の主観的意図というものは、それぞれそれなりの理解をいたします。しかし、それはやはり国民全体の関心事であるわけでありまして、国民全体に影響を及ぼすものでもあります。こういうことでありますから、例えば刑法改正なら法制審議会を通す、しかしそれは議員立法だからそういう形はとらない、こうおっしゃるけれども、公式なものでない。そういう法制審議会に問うという形ではなかったにいたしましても、それは例えは同じような考え方に立つ人たちの意見という形ではなしに、広くやはり法制審議会に匹敵するような形で意見を聴取して、そしてそれを参考にして私は法案というものを立案をしていられるというのが非常に重要な意味を持っているものだけに、今、例えば通報の義務違反にしても捜査への直接的協力の義務づけにいたしたとしても、人権侵害になるようなことではないというふうにおっしゃいましたけれども、しかし、人間の集団の中でありましてこれは絶対にとりかかれないわけなんでありまして、そ

れだけにもし不測の事態が起れば、それは担当した現場の人たちもそれは主観的にはよかれと思つてやったことというところで大変に気の毒なところにもなるわけでありまして、その辺のところはもう十分な配慮をしないかなければならない問題じゃないだろうか、そんなふうにも思っています。このところをどうも議論してまいりますと、それでも私、約三十分使つてしまつておりまして、とてもこの議論だけでもまだ私なかなか納得し切れな残りのものでありますけれども、あと、私の意見としてそのところは申し上げます。

内容的に、通報の義務違反とか、捜査への直接協力とかというところの内容は、これまた後ほど内容の問題として議論させていただきたいと思つて、要するに、こうした法案を準備されたその経過に必ずしも十分に、政府とか発案者とかというその範囲の中で、すぐ手の届く範囲内での議論はいろいろと十分にされたであらうというけれども、しかし、もつと広く意見を聞くという態度が望ましかった。そして、これからの法運用の中では、これはもう政府に対する要望にもなつてまいりまして、法運用の中ではそういう議論を踏まえて不測の事態が起らない、人権侵害などということが起こらないように特段の配慮をしていただき、そういう運用をしていただきたい、こういうことを要望しておきたいと存じます。

そこで、法案の内容に入らせていただきたいと存じますが、私、少し、この間、農林水産省の幹部の方にしかられまして、弊がございまして、まず定義からいろいろと伺うということがございまして、今回もやはりこの定義が相当気になっておりまして、先ほどの菅野委員とのやりとりを聞いておりました、どうもまだよくわかりませんが、まず、流通食品というものの定義についても少し伺いたいです。それは、ひとつ終点の話ございましたけれども、終点というのとはどこをもって終点とするのか、これも少しく私も詳しく教えていただきたい

んでありますが、要するに消費者が購入をしたらその時点から流通食品ではなくなる、こういうことと一般的に言えるのかもしれない。しかし、その購入をしたらということについては、例えば個人の購入について言えば、すぐその金銭のやりとりで品物とやりとりと、こういうことでありましようが、少し大量な消費者になりますと、手形決済だとか、いろいろ伝票で処理をしている部分とか、そのほかいろいろとございます。そうすると、契約とかかわりということになると、それは契約が成立をした時点なんですか、その支払いが終わったという時点なんですか、それとも、その品物が実際に問屋なりあるいは小売店なり、そういうところから消費者の方へ移動したという、動いたという、そういう時点なんですか。いろいろケースがその辺で考えられますけれども、その終点のけじめというのはどういうところへ引いたらいいんでしょうか。

○衆議院議員(白川勝彦) この法律では、そこまで細かいことを議論したわけでもございせんけれども、この法律の考え方という、特に刑法的な面を中心に見た場合は、流通食品が移動するところが大事な点だと思ふわけでございします。例えば現金は払ったけれどもまだ最終消費者の手に届いていないというとき、民法的に言うならば、所有権はその時点で移ったとかいろいろなきと問題があるのかもわかりませんが、これは最終消費者が実際に手にしたとき、そしてそれ以後はその最終消費者が販売という目的ではなくて、買った目的に従って使うとき、使おうとするとき、それから先の人に行く場合もあると思ふんです。例えば、あるパーティーで配りたいと思つてそして百個買ったとします。普通百個買えば、小さな商店ならそれは買ってさらに再販売をするつもりであればそれはまだ最終消費者とは言えませんが、百個買ってきよう集まったパーティーの人たちにこれを差し上げたんだという行為であるならば、それは百個買った時点で最終消費者が買つて、後は流通食品ではなくて、あくまでも最

終消費者の手に渡つて最終消費者が自己の用に供して使つたということだけになるにすぎないのではないかと思います。

○稲村稔夫君 こういうことを伺いますのは、最近、毒物の混入等については学校給食とか、いろいろそういう大量消費をするところに犯罪が起つてくるということもありますので、この法律の適用がその辺がどうなるのかということをやつぱり判断するにも非常に大事なポイントにもなると思ふんです。例えば学校給食会が、これは大変な大きな購入者ですね。学校給食会が例えば森永のカレーを購入したとしますと、こういうような場合がありまうですね。そうすると、それは学校給食会の手に移つたときから流通食品でなくなるのですか。それとも学校給食会がさらにそれぞれのセンターに、給食センターなどというのがありますね。その給食センターに渡す。その給食センターとの間に金銭の支払いがあるんですから、そうすると、その学校給食センターに行くまではまだ流通なのか。それから今度は、給食センターにいたしましても、子供たちに給食をいたしますけれども、それは補助金があるかないかはこれは別にいたしまして、料金を取つて給食をしている、販売をしているという形になると思ふんですが、そうすると、この場合に先ほど言われた最終消費者というものは学校の生徒たちになりますね。そういうふうにもなりますが、流通食品というのはどの段階までをさういふ場合は言うんでしょうか。

○衆議院議員(白川勝彦) ただいま先生が挙げました例で言うならば、私も給食関係の業務をよく知りませんが、ある程度大きな学校給食会というのがある、それが幾つかの学校に卸すというような業務をやつておられる場合、それはやはり物品の販売というふうな考えざるを得ないのではないだらうかと私は思います。ただし、例えばたとえ千人であらうとも、いわゆる現実牛乳を、牛乳といふいろいろな食品を学校の中で加工して、そしてそれから生徒さんに給食をするという、それは私は販売行為とは言えないと思ふのでございします。そういう面では、学校の給食室の中に入つて、そして現実にも給食をするためにいろいろ加工されたものというものは、私は流通食品ではその時点でなくなるだらうと思ひます。

○稲村稔夫君 そうすると、食堂の場合も消費者に加工されたものが売られる形ですから、これは流通食品ではないと、こういうことになるわけですね。

○衆議院議員(白川勝彦) そこが難しい問題でございまして、食堂で例えばカレーライス一杯頼むよというのはいくらでもカレーライスを売つてくれという注文のわけでございます。そして、そのとき食堂はお客様の求めに応じてカレーライスをくれるわけでございます。それはまさに公衆の販売の用に供する食物をつくる行為であるわけでございますから、食堂で出されたカレーライスはそれは流通食品であると思ひます。

○稲村稔夫君 そうしますと、細かいことばかり聞いていて申しわけありませんが、学校給食は確かに選択権があるとしても子供たちにとってはごく狭い範囲の選択権しかございせんね。しかし、社員食堂なんというのはいくら普通の食堂と同じくいろいろの選択権を持って、それぞれがお買いになるという形になって、しかもその社員食堂の場合は営業という形でやっている場合が多いございしますからね。この場合はどうなりますか。

○衆議院議員(白川勝彦) その販売の形式とかその他にもよるのかもしれませんが、やっぱり社員食堂の場合は、何時になつたらどれをあてがわれるとということではなくて、自分の目で見るなり、あるいはメニューを見たりして何々をくれということとで、そこであくまでも一つの食物を買うわけでございますから、それは私は流通食品である、そういうふうな考えております。

○稲村稔夫君 今の御解釈でいきますと、私はやっぱりいろいろと妙なことが起こるのじゃないかなというところがちょっと心配になつてきていますわけでありまして。単純な言い方をして恐縮であります。

○衆議院議員(宮崎茂一) 今、流通している食品についての非常に細部の議論がございました。この法律の目的は、故意に流通食品に毒物を混入した者を罰する、こういうことになつておりますので、流通食品についての細かい議論その他は今後大いにやつていただいて、私どもはこの法律の主たる目的をひとつ達成すればいいんじゃないかと考えておるわけでございします。御存じのようなグリコ・森永事件に見られますように、店頭であつた菓子類をいわゆる面接販売しない、特にまた子供たちが勝手に買ひ取つていく、それに毒物が入つておつた、そういうことは社会正義に物すごく反することでございますので、流通食品に対するそういうものを、大きなやつをひとつ防止しよう、そういうことでございします。

なおまた、今、白川議員から、また後であるいは法制局の方からも答弁があるかもしれませんが、いろいろとその流通食品の定義の問題もございします。しかし、故意に毒物を混入するということもあるわけで、そつちの方が非常に重要な問題でもあります。まあ答弁になつたかわかりませんが、そういう大きな目的、あるいはまた社会常識的に考えてこの流通食品というものは理解すべきじゃないか、かように考えております。

○稲村稔夫君 こういう細かい議論というのが出ますのも、今提案者からも御答弁がありましたよ

うに、やはり非常に大事な問題なものですから、どの範囲がどうなるかということというのが非常に重要だと思つたので、私は、これは本法案が仮に成立をしたといつたときには、こうした流通食品についての範囲というものもある程度十分に細かく御検討をいただくような体制をつくつていただいて、まあこの法律が罰則が適用されるように困るわけなんです、これが罰則が適用されないように困るというふうにするためには、例えば今私は学校給食はどうだということを伺いましたが、例えば学校給食にしても毒物混入が起らないようないろいろな配慮が、手だてというものがされなければならぬ。食堂に対してもそういうものがされていかなければならぬ。そのためには適切な指導がされていかなければならぬ。こういうことになると思ふんですね。ですから範囲というものはやっぱり細かく御検討いただくということが必要だと思ひますけれども、その準備はございませうか。

○衆議院法制局参事(坂本一洋君) その点については、私も立案の段階でかなり、特に飲食店で販売するもの、これについてはいろいろ検討いたしました、今先生のお話、一つ学校給食が出たわけでございませうけれども、こちらの方は学校に給食が着きましてから以後は販売ということにならないだろうということ、その販売ということでないから流通食品から外れるのでないかという問題が一つあります。

それから飲食店で提供される飲食物ですけれども、これはまだ流通段階にあるといひますか、提供する相手方が特定しない段階はこれは流通食品であると思ひます。ですから先ほどの例に挙げられましたカレーライスのような場合は、調理場にある段階、この場合はまだ流通食品だと思ひます。それがいわゆるお皿に盛られまして提供される人が決まった段階で流通食品から外れる、こういう解釈になるんじゃないかと思ひます。この点は法案の立案の段階でかなり細かく私どもの方で精査したつもりなんですけれども、法

が成立した後は行政庁の方が一次的に解釈して運用されますし、最終的には裁判所の方で法律の解釈はいわゆる確定的におやりになると思ひますけれども、立法段階でそういう解釈を一応私どもとしては検討いたしました。

○稲村稔夫君 次に、毒物、劇物及びその類似品についての定義について伺いたいと思ひます。

時間が随分なくなつてしまつたので、できるだけ早く聞かなくてはならぬと思ひますが、これはまず第一に厚生省に伺いたいんでありますけれども、現在の毒物劇物取締法で具体的に別表としてそれぞれ挙げておられます。その別表に載つていないような毒物、劇物という毒物の物質、そういうものについては現在の取締法の中ではどういう対応をしておられますか。

○説明員(渡辺徹君) お答えいたします。

現行の毒物劇物取締法におきましては、一般社会に商品として流通している化学物質等につきまして、この一定のルールを決めまして、その安全性を確保するという趣旨から運営されております。非常に広く産業界で使われております毒物の物質、非常に数はたくさんあるわけでございます。そのうち一定以上の毒性を有するものにございまして毒物、劇物に指定をして、そして例えば製造段階あるいは卸等におきます保管あるいは一般消費者に対する販売、そういう流通段階に対する規定を設けて、こういう法令でございまして。したがって、現行では一般社会に流通する可能性の非常に少ないものにつきましては、これを毒物劇物取締法として指定してないというものでございまして、例えば先ほどの議論の中にもございまして、化学物質の中間体というふうなもの、工場内で一たん製造されまふけれども、それが工場内で消費されてしまふ、最終製品としては社会に流通しない、そういうふうなものにつきましては毒物劇物取締法の対象とは現在していない。そのほか天然物等につきましても、通常の取引においては一般社会に流通しないというふうなものにつきましては対象としてい

ないというのが実情でございます。

○稲村稔夫君 今、厚生省は盛んに流通という言葉を使われましたが、この流通は今の食品流通と同じような意味で使われますか。

○説明員(渡辺徹君) 毒物劇物取締法で申し上げますと、販売もしくは授与という言葉が使われておりますけれども、一般社会で販売、授与される可能性のある化学物質あるいは毒性物質というふうになるかと思ひます。

○稲村稔夫君 わかりました。そうすると、授与ということが入れば無料で供与されるものというものがそれに含まれると、こんなふうに理解をしたいと思います。

そこで、先ほど提案者の方から御説明の中で、幾つかの類似のものということで例示を挙げられました。これはそれなりにそれぞれわかりやすいようなものもございまして。こういうものは、これは類似というもので、今のちよつと類似という表現ではなかなか面倒なような感じもするんですけれども、その辺はいかがでございましょうか。

○衆議院法制局参事(坂本一洋君) 今お尋ねのありました物質については、具体的に出来たとき、これは検討して、毒性がどの程度かというところによって決まる問題だと思ひますので、ここまではちよつと、なかなか抽象的にはお答えしにくいんじゃないかと思ひます。具体的な事例に依りて、その都度、ケース・バイ・ケース、世の中には毒性、劇性の強いものはいっぱいございまして、それは今毒劇法で行われている判定基準と同一の検査なり何なりをしまして、その結果、少なくとも現在の判定基準以上の毒性がある、あるいは劇性がある、こういうことになった段階で決まる問題じゃないかと思ひます。

○稲村稔夫君 これを適用されるかされないかというところで、またいろいろと大事な境目になってくる場合が出てくるわけでありまして、どんなものが入ってくるかという、その範囲というものはやはり重要な問題なんだと思ふんです。

例えば毒物ということでも、この別表に記載をされていないものについては、量によって毒になる場合とならないというふうなもの、このあたりにあると思ふんです。一つの刑法の中に書かれてあるもの、具体的な例を言いますと、例えば水道水の中に消毒のために塩素を使うとか、あるいは歯医者さんが盛んに宣伝をしたりしてありますけれども、弗素を添加するとかいうようなこと。これは一定の何ppm以下というふうな基準値以下であれば、これは毒物、それこそそのあれではないわけでありまして。しかし、これが食品に混入をされるといふと、これはゆゆしき問題というふうな物質というのが結構、そういうものがあるわけですね。そういうものですと、その毒物の範囲を決めるというのはなかなか面倒なんじゃないかと思ひますけれども、その辺はどういうふうにお考えになりますか。

○衆議院法制局参事(坂本一洋君) まず一号、二号に掲げてある毒物、劇物は、これは別表に書かれている具体的なもので、それから三号に掲げられているのは、一、二号に掲げられていないものと毒性、劇性が同等あるいは同等以上のものというものでございまして、それによって三号の該当するものになるかどうかということにございまして、そういうものには該当するものを故意に流通食品に混入等をした場合は、これはこの法律の一般的には規制の対象になるかと思ひます。

○稲村稔夫君 私は農政の関係だからやはり気になるんであります、我が国では今ありませんけれども、許されておられますけれども、ポストハーベストといつて例えば小麦とか何かそういうものを収穫した後に、害虫が発生しないようにとか何とかという目的を持って農薬を混合するといふようなことが行われます。そうすると、これはすぐにも、あるいは発散してないうちにそれを食べたならば体に害が出るということにもなつてまいります。一定の期間を置かれればそのかなりのものが飛んでしまつて、そして検出されな

なるには相当かかりますけれども、直接被害などということにはならないというような格好のものなどもあります。

そういたしますと、混入をされる量によって毒にもなるし、そうでもない場合もある。こういうようなことが、こういうふうな物質が豊富になりいろいろなものが出てまいりますと、そういうようなケースというのがあるわけでありまして、けれども、例えばおどかしのために、化学的知識をよく持っていて、おどかしのためにごく微量に混入をしたというような場合、それは毒性にはならない、こんな場合というのはどういうふうになりますか。

○衆議院議員(宮崎茂一君) ただいま毒物の数量の問題が出ておりますが、この法律は数量の、何ミリグラム以上とか、そういう規定をしております。しかしながら、罰則のところ「十年以下懲役又は三十万円以下の罰金」ということになっておりますので、ケース・バイ・ケースで、そういうような、何というんですか、範囲が非常に少ないと申しますか、冗談半分でうんと大した毒でもないものを注したというようなこともあろうかと思ひまして、この九条で対応させる、そういうことになろうかと思ひつゝでございます。

○稲村稔夫君 どうも不安になってきちゃうんです、お答えを聞いています。ケース・バイ・ケースで措置をされるものがふえるということは、それだけいろいろと難しいんでありまして、やっぱり私の方は不安がふえてくるんです。

そのことでも議論、もう時間がなくなりましたから、それと関連をして厚生省の方にお伺いをしたいんですけれども、こういう毒物、劇物というもののたぐいというものは、ものによっては時代の変化、時代が変わることによって、今までは大した毒ではないと思われていたものが、やはりこれは毒である。遺伝毒みたいなものはその代表的なものの一つだと思ひます。だから農薬等でも、今まで安全とされていたものが使用禁止などとい

うことになってくるということにもなります。そこで、こうした時代とともに変化をするという、そういうものに対しては何か対応をしておられるんでしょうか。

○説明員(渡辺徹君) 毒物、劇物の指定に当たりましては、私も中央薬事審議会にお諮りをする。その際には、その時点で得られました毒性に関する知見、主としてこれは急性毒性値が中心になるわけでございますが、その他薬理作用の強弱でございますとか、その物質の本来持つております毒性を評価いたしまして、毒物、劇物に指定する必要がありますか、こういう議論をするわけでございます。当初指定いたしましたも、先生御指摘のように、その後また新しい知見が出てくるということとは往々にしてあるわけでございます。これまでは毒性が低いと思われていたものが、ある時点で新しい毒性試験手法、例えば動物をかねて試験をしたという場合に、意外に急性毒性値が強いというようなことがわかってくるということも当然あるわけでございます。あるいは逆に、製剤になりました場合に比較的毒性含量が少くないというようなことで毒性値が低いというような場合もあるわけでございます。そういう知見が新たに見つかりました時点で私も再度中央薬事審議会に相談するというようなことも必要に応じて行つておりました、改めて毒性指定をする、あるいは指定を除外するというような措置をとつていくところでございます。

○稲村稔夫君 今、厚生省の御答弁を聞きまして、今のケース・バイ・ケースというお話がありましたが、最終的には法律のあれですから、違反があれば裁判所の判断ということに最終的にはなるんであります。しかし、裁判官もオールマイティーではないわけでありまして、それだけにケース・バイ・ケースというのの難しさというのがあると思ひます。そうすると、今の例えば厚生省では中央薬事審議会なんかという形で専門家を集めて知見を聴取して、そしてその方向性を決めていく、こういうような手だてが講じ

られていきます。こういう何か仕組みというものがあつて担保されてきませんと、この辺のケース・バイ・ケースの御答弁では心配だけが残り、こういうことになるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 毒物の定義は、御承知のように一号、二号は現在きちつとしておりますが、三号につきましても類似のものというものは、その毒性が一号、二号等に比してそれ以上のもの、同等のもの、こういうふうな考えているわけでございます。そしてまた、時代に應じて厚生省の方でだんだん変えていくということであらば、もちろんこの法律につきましてもそのとおりでございます。それに準ずることになろうかと思ひつゝでございます。

なおまた、先ほど私が申し上げましたケース・バイ・ケースというの、量の問題がございまして、たの量の少ないやつはそんなに毒物にならないんじゃないか、こういうような御意向かと思ひましたから、それは一号、二号に掲げたものでも量によつてこれは対象になるとかならないということではございせんか、こういう答弁をしたわけでございます。

○稲村稔夫君 それは申しわけありません。私の質問が十分に御理解いただけてなかったんだと思ひますが、私は、要するに毒物、劇物というものをどう認定するかというところの中に、時代とともに変化をするものがあるでしょう。量的な側面もあるでしょう。それから先ほどもちつと言ひましたが、遺伝毒とか放射性物質とか、そういういろいろ、何といひますか、今までは犯罪などに余り使われなかったものが今度使われるようになったとか、なんとかという可能性を持つようなものも出てくるかもしれません。そういうものを、いろいろの時代が大きくなって流れが複雑になればなるほど、そういう我々の考えを、今この審議の中では考え及ばないようなことがいろいろ出てくる、そういう可能性を私は申し上げたんでして、ですからそういう可能性に対してどこかでや

はり客観的に物差しになるものができてこなければいけないんじゃないだろうか、その辺のところを気にして私は申し上げておるんです。その辺をお答えをいただいて、私の時間が参りましたので終わりたいと思ひます。

○衆議院議員(白川勝彦君) 第二条の一号、二号は明確に決まつていてございまして、これにまたいろいろ新しいものが出たりするならば、この別表そのものが変更されるわけでございます。それから明確になるわけでございます。そして、これを決めたりする場合に、厚生省などではラットとかマウスに對するいろいろな試験などを通じて、これは人体にも有害なものではないだろうかというのを御判断をされるようでありまして、なかなか人体実験できるわけではございませんから、ストレートには、人間にこれだけやれば致死量というのはいくら、だからこれは危険だということにならないだろうと思ひます。しかし、この一号、二号というのは一定の基準のもとに決められるわけでございます。

さて、この一号、二号に掲げられないものを使つた場合どうするかという問題であるわけでございますが、そういう事件が起きた場合に、それはもう明らかにそれで人が死んでしまふようであるならばあえて実験などをしてみなくてもいいと思ひつゝでございますが、果たしてこれがどの程度害があるんだらうかというところについては具体的に、ある事件が起きてからその毒性とかということに当然のことながらこれはやっぱり検査せざるを得ないのではないだろうかと思ひます。ですから、害がないとは言えないけれども、しかしその毒性、劇性はどうか考えてもいろいろの実験をしてみても第一号、第二号に掲げているような実験結果が出てこないというところになりますと、人体に無害であるとかあるいは有益であるというところではないけれども、しかしこの毒物法に言う毒物には当たらないという形で、本罪の構成要件からは外れてしまふというところは大きいにあり得ることでございますし、例えばそういう場合にもし改正刑

法案案のように、人の健康に害する物というような規定があればそれで罰せられることになるでしょうが、現在はそのような法律がないわけでございますので、例えばある物質を入れた、しかしその毒性、劇性はここで言うような毒性、劇性がないということになれば本罪の構成要件からは外れている、本罪は成立しない、こういうふうな御理解いただいて結構だと思ひます。

○委員(岡部三郎君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後一時十五分休憩

午後一時十五分開会
○委員(岡部三郎君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○刈田貞子君 私、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案について質疑をさせていただきます。

冒頭では、まずグリコ・森永事件及びその後の便乗模倣事件等がどんな実情になっているかをお尋ねしようと思つたんですが、それは午前中お話しが出ましたので割愛させていただきます。

それからまた、流通食品に毒物を混入するという、そうした事件に対してこの法案がどんな影響力を持つのかという点について御質問をする予定でございましたが、午前中答弁がございましたのでこれは割愛させていただきますけれども、いささかお答えには不足を感じております。

それで、次に私がお伺ひいたしますのは、この法律はまず九条の要件から考へて、流通食品に具体的に毒物を入れたければ罪が発生してこない法律でしょう。そうすると、入れるぞ入れるぞというPR、それによつてかなりの社会的不安や、そ

れから企業の損失というものがあつたわけでございます。この点のいわゆる宣伝効果をねらつたという、こういうものに対しては本法案ではどういう対処をするのでしょうか。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 現実には毒物を入れない、そして入れた入れたというその宣伝でございますが、恐喝でございますか、そういったものに對してはこの法律は對抗できるかどうか、こういうことでございしますが、この法律は、第九條でございますか、第九條でございますね。書いてございしますように、罰則の対象になりますのは「毒物を混入し、添加し、又は塗布した者」あるいはまた第二号の「混在させた者」、そういうことになつておりますので、仰せのような事態にはこの法律は適用できないと考へております。

○刈田貞子君 趣旨説明でしたか、趣旨説明の中ではやっぱり社会的不安に對しての措置というふうな意味のことも、たしかうたわれてゐたと思うのでございしますが、実際に毒物は入らない。しかし、それに対する今度は逆に私も威嚇を受けるという、こういうこともやはり私は今聞かれてゐる一つの犯罪行為の中に該当するんじゃないかと思ふんですね。こら辺のところをなぜフォローされなかつたというふうに考へればよろしいのか。

○衆議院議員(宮崎茂一君) お話のようにただいま答弁いたしましたのは罰則は適用できない、こういうことでございまして、お話のようなそういう社会的不安を増進すること、そのことにつきましてはいろいろな行政指導その他はできる。この法律の前にはそういったものを防止するための法律でございしますので、そういう点は適用できる。こういうふうに考へております。

○刈田貞子君 法務省にお伺ひいたしますけれども、偽計業務妨害罪の法律でございしますね。これが適用されたことはありますか。

○説明員(東條伸一郎君) お答え申し上げます。グリコ、森永あるいはその後の便乗模倣について、偽計業務妨害罪が適用された事例があるかどうかというところでございします。

うかということでもございします。——私、捜査の状況をつまびらかにしてございせんが、御承知のようにグリコ・森永事件と言われる事件の犯人はまだつかまつておりませんので、適用ということとは、私どもの意味では適用したことはない。その後の事犯も、多くの場合には、入るぞ、あつたぞ、入れたぞというところで金品を詐取しようとする犯罪類型が多いように聞いてございまして、それらの者は多くの場合、恐喝あるいは恐喝未遂という形で処理されてゐると思ひます。

○刈田貞子君 先ほど午前中改正刑法草案の話が出ましたけれども、この改正刑法草案の中では同種の罰則が設けられております。そして、そこでは刑の量刑の問題から考へますと、今回のこの特別措置法とのアンバランスが大変言われておるわけでございますね。三年と片方は十年。このアンバランスについてはどういふふうにお考へになりますか。均衡を失つてゐるというふうにはお思ひになりませんか。

○衆議院議員(白川勝彦君) お答え申し上げます。

改正刑法草案につきましても、十分参考にはいたしました。これは何分にもまだ草案でございしますから、私もあつても本罪は現行刑法の各種の罪とのそのバランスを失つてはならない、これを一番研究したところでございします。

そのときに私も一番参考にいたしましたのは、流通食品と同時に、食品に関するものは現行刑法にはございせんが、我々が口にするとする意味で、浄水に對して毒物を入れるという、これは現行刑法にございします。それからもう一つ、水道に毒物を入れるという、こういう罪もあるわけでございますが、例えば先生がお考へいただきたいと思ひますが、例えば水道に毒物を入れたらどういふ場合、水道の及ぼす範囲、あるいは特にその速さ、それからその防止の対応などを考へますと、水道に強力な毒物を入れたら場合の影響、力というのは非常に強いのではないだろうか。範囲からいつたらば、例えば全国に流通する食品

に入れるとかというの範囲が広いわけでございますが、それは水道が例えば流れていくスピードなんか比べれば、まだまだ時間もあるわけでございます。そういうことを踏まえまして、上限には水道に對して毒物を混入するという、そして下限は浄水、これはくみ水とかあるいは家で飲むとか、あるいは一町内でも昔の井戸みたいなことを言うんだらうと思ひますが、それよりは大きく、こういうことで、十年以下の懲役というにいたしましたわけでございます。

改正刑法草案には、飲食物に對して毒物を混入するといふ条項に「多数人の飲食に供する物」というような形であるわけでございますが、これは例えば大勢が食べる宴会の席の何かの、例えばおばんざいなんか毒物を入れるというふうなケースが考へられるわけでございますが、流通食品に毒物を混入するといふのは、これよりはるかに害が大きいです。先ほど申し上げましたように、水道に對して毒物を入れるのと似てゐるのではないだろうか。しかし、それと同視はできない。それらのことを加味しながら、いろいろと法定刑その他を決めさせていただきます。

ですから、改正刑法草案では「多数人の飲食に供する物」に、例えば「毒物その他健康に害のある物を混入した者」と書いてあるわけでございますが、「健康に害のある物を混入した」という程度の者は逆に含まないようになさうというふうなことで、逆に構成要件の上では縛りをかけたつもりでございします。そんな意味でこの改正刑法草案の二百五條の第二項よりも重くなつておりますが、毒物の点あるいは範囲の点、その他のいづれの面においても、これよりもきつい構成要件になつておりますので、アンバランスがあるとは思つておりません。

○刈田貞子君 私は、この法案はやっぱり九條の重罰規定、この威嚇、これが目玉じゃないかと、いふように思つてございします。何か刑法万能主義の思想がまた顔を出してきてゐるような感じがして、そこを非常に気になる部分

○刈田貞子君 今度は流通食品の定義にまた入るわけですけども、あのチョコレートは流通食品の部類に入らないでしょうか。どうなんでしょ
おります。

う。ちょっとさっきの食堂の話とやら給食の話とやら、全部また流通食品の定義に差し戻しになってくるわけですね。

○衆議院議員(白川勝彦君) 私、徳島ですが、その事件のこと知らないのですが、要するに公衆に販売される飲食物が流通食品でございまして、それを買ってそこに毒を入れるというのは、例えばそれを食べる人が大体予想される場合に、その人を殺そうとかということでは毒を入れるんだらうと思うわけではございません。それは流通食品の信頼を害するとかということではなくて、特定の人を殺害しよう、害しようという、まさにそれはナイフでやっても刀でやってもいいわけではございますが、たまたまチョコレートに毒を入れるという手段を使うわけではございますから、それはけしからぬことではございますが、流通食品の信頼性を害するということではないかと思ひます。ただ、この法律に書いてありますとおり、一たん買った食品、それはその時点から一たん流通食品から落ちるわけではございますが、そこに毒を入れてまた他の流通食品に混在させる行為は、これは流通食品になるわけではございます。ですから、毒入りチョコレートを、ちやっと新聞で見た程度でございしますが、路上に置いておくとかということは、流通食品に混在させたことではないわけではございしますから、それはもとは流通食品であつても既に流通食品ではなくなつたということであらうかと思ひます。

○刈田貞子君 そうすると、かなり範圍の狭まつた話のことになってくるわけですね。それで、何かさっきの話では流通食品はごく私広い話のことをしておられるというふうな思つていたんですけれども、今の答弁だとかなり流通食品というのは狭い話のことになるわけですね。

それで、もう一つ伺ひます。流通食品の定義ではなくて、この法律がいわゆる食品に限つたという、その理由はそれでは何なのですかということなのね。国民の生命や身体を対象にする被害の発生を防止するというのであれば、必ずしも食品

に限らず、アメリカで起きている例のタイレノールの事件で、シアン化カリウムが混入されていたという事件がありましたでしょう。あれで七名死亡していますね。あの手の事件だつて起こり得るわけで、薬品及び医薬部外品を除外するというところで、私は自分の考え方ではこれは恐らく食品といふものは食品衛生法から引つ張つてこれらから、食品衛生法でいうところの定義の食品といふのは確かにこの手のものを抜いてあるわけですね。それを持つてこれらではないかなといふふうな解釈をしてはみたんでございしますけれども、しかし事実犯罪は起こつておるし、起こり得るということも考えた場合に、この今回の特別措置を食品にだけ限つた理由は何か。

○衆議院議員(白川勝彦君) 流通食品、今先生範圍が狭まるんじゃないかと言ひましたが、決してそんなことはないでございまして、統計によりますと、我々が通常食しているものの半分以上は流通食品として販売されて、流通経路を渡つてくるものを最終的に我々が食品として食べているということだそうでございまして、大変私は流通食品の範圍というのはいくらでも思うわけではございします。ただ、流通食品の中にはきちんとこん包されたものもありまして、野菜とか魚とか、あるいはそれ以外にもいろいろあるかと思ひますが、きちんとこん包されてないものもいろいろあるわけではございします。それに比べますと医薬品であるとか医薬部外品というふうなことになるますと、これは別の法律がございましてきちんと管理をされております。また、こん包その他も医薬品あるいは医薬部外品等にふさわしいようにいろいろな基準が定められていては既にあるわけでございまして、いわゆるこれらの分野については既に別の法律がある程度きちんとカバーをいたしておる。そういう面ではあえて流通食品と同様にしないでいいのではないだろうか、こんなような観点からあえて医薬品と医薬部外品は除いたわけではございします。

○刈田貞子君 大変不勉強でななんですけれども、私わからないものですから教えていただきました。たばこはどうなるんですか。

○衆議院議員(白川勝彦君) 公衆に販売されるという点では全く同じでございしますが、飲でもないと思ひますし、食でもないと思ひますので、これは当たらないと思ひます。

○刈田貞子君 流通食品の方はそのぐらゐにしまして、第二条の二項の毒物の定義のところに入りまして、第二号でなく三号の分についていろいろ類似品を挙げておられたわけではございますが、その中で天然物挙げられましたね。それとも一つはウィルス等も挙げられましたね。これは例えば考えられる犯罪というのですか、例というのですか、どんなふうなことが考えられるためにこの三号が生きてくるんですか。

○衆議院議員(白川勝彦君) むしろこういうふうにお考えいただいた方がよろしいのではないかと申うんですが、第一号、第二号というのは個別具体的に列挙しているわけではございします。もし三号がなければ有毒なものであつても、あるいは非常に危険なものであつてもこれに該当しなければ、刑法でございしますから構成要件に該当性がなく、こういうことになつてしまふわけではございします。おおよそ考えられるときに、世の中に毒物取締法、薬事法以外に危険なものがないというふうなことは、これは言えないわけではございまして、必ずあるわけではございします。そういうものをきちんとフォローをしておかなかつたならば、この法律はだれが考えても片手落ちのもの、こう言われるのではないだろうかと思つたわけではございします。ですから、そういうことを考えた場合にこんなややこしい言い方をしないで、こういう毒物、例えば人体に重大な危害を与える毒物、薬物というふうな形で書けばそれでいいんでしようが、そうなりますと非常にそれこそ範圍の広いものになります。

それよりは私は私どもは、やっぱり現実に使われるのは一号、二号というふうな書かれてゐるものが現実に使われるんじゃないだろうか。そして毒

る製剤があるわけですね。これは実際ニコチンを含む製剤としてたばこを粉末にした、これはいわゆる殺菌とかそういうのに使う製剤があるわけですね。これはやはり毒物になるわけですね。だからたばこを粉末にしたものは非常に毒性が強いということですね。それで一応これは劇物より強い毒物になつております。

○刈田貞子君 さつき午前中お話を伺つていて、一号、二号でなく三号の分についていろいろ類似品を挙げておられたわけではございますが、その中で天然物挙げられましたね。それとも一つはウィルス等も挙げられましたね。これは例えば考えられる犯罪というのですか、例というのですか、どんなふうなことが考えられるためにこの三号が生きてくるんですか。

○衆議院議員(白川勝彦君) むしろこういうふうにお考えいただいた方がよろしいのではないかと申うんですが、第一号、第二号というのは個別具体的に列挙しているわけではございします。もし三号がなければ有毒なものであつても、あるいは非常に危険なものであつてもこれに該当しなければ、刑法でございしますから構成要件に該当性がなく、こういうことになつてしまふわけではございします。おおよそ考えられるときに、世の中に毒物取締法、薬事法以外に危険なものがないというふうなことは、これは言えないわけではございまして、必ずあるわけではございします。そういうものをきちんとフォローをしておかなかつたならば、この法律はだれが考えても片手落ちのもの、こう言われるのではないだろうかと思つたわけではございします。ですから、そういうことを考えた場合にこんなややこしい言い方をしないで、こういう毒物、例えば人体に重大な危害を与える毒物、薬物というふうな形で書けばそれでいいんでしようが、そうなりますと非常にそれこそ範圍の広いものになります。

それよりは私は私どもは、やっぱり現実に使われるのは一号、二号というふうな書かれてゐるものが現実に使われるんじゃないだろうか。そして毒

性その他がそれと同じものというようなのは、午前中も申し上げましたが、具体的に事件が発生しまして、その毒性がどのくらいかというのは事後にあらばいろいろの実験で言えるわけでございます。そういう面を言うならば、そして毒性が今申し上げたように第一号、第二号の基準、これは厚生省にちゃんとした基準があるんだと思うのでございますが、それと大体同程度のものがあるならば具体的なこの項目に掲げられていないものでもやはり毒物を混入したことになる、こういうふうな規定する方が不明確性を排することになるのではないかと。逆にならば、かなり危険なものを使っても個別具体的に挙げられてなければこの犯罪を免れるということになって、かえって片手落ちの立法と言わざるを得ないのではないだろうかと思ひます。

○刈田貞子君 また、逆のお考え方もありまして、懲役十年という大変厳しい重刑があるわけですから、逆にこの毒物とこの劇物を使った者に限るといふ考え方もあっていいと思ひのね。白川先生は逆の立場を言われたんですけれども。

○衆議院議員(白川勝彦君) それはやっぱり私もあらゆる立場から考えたわけでございますが、この世の中には現実にはほとんど厚生省の方からお答えがあったとおり、非常に人体に有害なもの、危険なものがいっぱいあるわけでございます。ただ、それは毒物及び劇物取締法あるいは薬事法の立法趣旨が違ひますから、そういうものはそこに別表その他に掲げられないものはいいわけであつてございませう。そういうようなものを使つて流通食品に混入させても、たまたまここに掲げられていないものだからいいじゃないかということでは、私は常識的には大勢の人の納得するところではないのではないだろうかと思ひます。

○刈田貞子君 それから、先ほど毒物の量の問題が午前中論議になりましたし、先ほどの御答弁の中でもたばこのニコチンの話が出ていましたけれども、希釈されているからということですね。私は毒性の持つ威力というのか、タイムラグ、実はこれを考えるんです。そうしますと、例えば急性毒性の経口、それから経皮の基準判断をするときに検体を二週間の時間をとつて実験することになっております。二週間検体に毒物を飲ませて、そしてその量と検体の死にぐあい、これを見てそれが毒が劇か、いわゆるLD50ですか、という形のものになつていくわけですね。そういういたしますと、その間の二週間というものが持つ意味を私は一生懸命考えたわけでございますけれども、急性毒性と申しましてやはり二週間というふうなタイムラグを考えなければいけない、こういう問題については検討なさいましたでしょうか。

○衆議院法制局参事(坂本一洋君) 一応原案の立案の補助をした立場から御答弁申し上げますけれども、私も、私どもは毒物の定義をしました場合、どういふ範囲がよろしいかということについて厚生省の方と随分協議いたしましたして、このような形で落ちついたわけですね。できるだけ毒性、劇性の強いものだけに絞りたいということ、そういう刑法のようない規定にしないということ、こういう規定になつております。

○刈田貞子君 できるだけ毒性、劇性の多いものだけに絞りたいというのなら、もう一号、二号で、それにまた省令がずつとついてあれだけ、別表一、二でしよう。そしてそれにさらに省令がずつとくつついて、あの数幾らか私勘定したことないからわかりませんけれども、あれだけあるわけですね。それにさらに三号をつくるということがかえつてこの法律の毒とか劇とかいうものを希釈しちゃつていふんじゃないかと私は思ふのよ。

○衆議院法制局参事(坂本一洋君) 先ほど厚生省の方からお答えありましたように、一号と二号に掲げてある物質というものは製品化して一般的に商品として扱われているというものでございまして、そうでない試験研究室の中とかあるいは工場の中の生成過程で、毒性の強いもの、劇性の強いものというものは非常に多くあるということを私

どもこれ勉強させられまして、それでそういうものは非常にいろいろな物質が世の中にあるもので、それから、とても全部リストアップされていらないということですね。それからもう一つは、政令で定めたらどうかという御議論もあつたんですけれども、これは研究段階なんかで生成されているものは名前のないものもたくさんあるわけなんです。こういうものは毒性はもう指定されている毒物、劇物よりももっと強くて名前がないなんというものもあるそうなんです、やはりこういう形の規定しかとれないということですね。そういうことで御理解いただければと思ひます。

○刈田貞子君 法務省にお伺ひいたしますけれども、その毒物ないしは劇物が類似品であるかないかによつて犯罪性があるかないかが判断されていくわけですが、この手の、つまり第三号といふものが入ってくることに非常に犯罪性とはお思ひになりませんか。法務省にお伺ひします。

○説明員(東條伸一郎君) お答え申し上げます。二条二項三号で「類似」という言葉を使った立法理由につきましてはただいま御説明があつたとおりと私も理解しております。「類似」という言葉を使うがゆゑにあいまいになるのではないかと、御心配であらうかと思ひますが、これは御承知のように、ある刑罰法規の中身があいまいで不明確だということになりますと、憲法三十一条違反の問題が生じてくるわけでございますが、この点につきましては通常の判断能力を有する一般人の理解で、自分がやつてゐる行為が罰則に触れるかどうかということがわかればよろしいというのが最高裁の考え方でございます。

それで、ただいま御説明ございましたように、三号の「類似」というのは、一号、二号に列挙しております毒物、劇物とその毒性あるいは劇性が匹敵するようないものであるという御説明でございます。そういうものであるというところは、もちろん最終的に個々のケースでは我々捜査機関が化学的

な実験などを経た上で証拠を固めて、裁判に回して、最終的には判例という形で出てくるということではございませうけれども、このような基準を法律に定めることによって、行為者がこれを見て何が何だかわからない、自分の行為が処罰されるかどうかかわからないというおそれはないと私も考へております。

○刈田貞子君 それからもう一つ、この三号とそれから通報との絡みで、例の届け出でございませうけれども、「毒物の混入等があつたことを知ったとき」先ほど直ちにということで大変御議論が出たわけですが、私はこの「知ったとき」といふのは、今の毒性の關係のことを考えますと、今の法務省のお答えですと、非常にその毒物が判定される期間があるわけですね。そうすると、この届け出の義務がどこにあるんだけれども、それが毒性であるかどうかということと判断するのは、その製造業者等が試験なり何なりして判断するんだらうと思ひます。思ふんだけれども、それでもわからない毒性だつて、名前のない毒まであるというんだから、あると思ふんだけれども、この「知ったとき」といふときはどういふときですか。

○衆議院議員(宮崎茂一君) ただいま御答へですが、「知ったとき」といふのはどういふときかといふことではございますが、おっしゃる通りに毒物が入つておつた、検査しましてね。それが長時間でないとわからないというふうなおそれがあるのかどうかかわかりませんけれども、実際にそういう毒物を検出したときには、すぐひとつ報告をしてくださいと、こういうことで常識的な時期ということではございまして、二日も三日も放置して、知らぬ顔して、黙つていふというふうなことではいけませんので、なるべく早くひとつ報告してもらいたい、こういうことでございませう。

○刈田貞子君 へ理屈を申しますといふいろいろ出てくるわけではございますけれども、先へ進めます。私は、これは食品流通局の方にお伺ひすることになるんだと思ひますが、提案者かな、提案者

にお伺いすることになるのでしょうか。かねてから製造物責任法という法律がずっと懸案になってきております。これは答えは簡単なんです、この場合は故意によって起きた課題であり、そして製造物責任法の場合は瑕疵による、こういうことで線引きできるわけです。だけど、その毒が劇かわかりませんけれども、たまたま混入してしまったというところに意思があったのかどうかということのようなことをやっぱり判断するのに非常に難しさがあると思います。製造物責任法は、これはこの間経済企画庁がおとりになったアンケートでございまして、業界等では大変に抵抗がございまして、なかなか製造物責任法の制定というのは我が国にはなじんでおりません。それは私も長いこと消費者被害救済の立場の方から、このことをずっと研究しております、わかっておりますけれども、この製造物責任法はしかし、今回の経済企画庁がおとりになりましたアンケートによりまして、積極的ではない、消極的ではあるけれども、容認をしいかなければならない時流が出てきておるといのが五八・二％出てきておるわけです。

これはもちろん製造物すべてですから、食品だけに限った話ではございませんけれども、ございませぬけれども、もちろん食品に関して幾つかの判例があるというくらい、製造物責任法については、これはかなりこれから国際社会を踏まえて大きな課題になっていく一つのテーマなんです。今すぐ私はそういうものができるといふふうには思っておりません。我が国では特になじまないであろうと思います。けれども、将来こういうふうな製造物責任法等ができてくるような土壌ができてきたとき、この特別措置法との絡みではどのようなことを考えればよろしいのですか。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 私どもまだ全然知らないことでございますが、非常に貴重な御意見をいただきましたありがとうございます。実はこの法律は製造業者ではなくて、悪意の第三者に対して、第三者が製造した者に毒物を混入する、こう

いうところで、製造業者の方でも間違つて危険、身体に害のあるものを入れたというのと違うわけでございますが、先生今お話しのような、だんだんとそういつたような条件になってくれば、またその時点で考えなきゃならないんじゃないか。非常に難しい問題ではございますけれども、私も出してございましてこの法律は、第三者が悪意を持って故意に流通食品に毒物を混入した場合でございまして、製造業者の、あるいは現在の食品衛生法で取り締まるのかどうか、さしあたりはわかりませんけれども、これからやはり検討しなきゃならない問題じゃないかと思っております。

○刈田貞子君 食品流通局の方にお伺いいたしますけれども、製造業者等も毒物混入の防止のために努めていかなければならないということがうたつてあります。それをまた指導、助言をしていかなければならぬだろうとは思いますが、農水省としてどんなふうな指導をしてこれまでこられたのか。そして、今後これが、この法案が通った場合にしていくなのか。いかがでございませうか。

○政府委員(谷野陽君) ただいま御指摘のように、この法案成立後私どもは、各条項につきまして防止対策等に努めるべき立場にあるわけでございます。この法律が提案をされました経緯となりましたグリコ・森永事件の際におきまして、私もいろいろな過程での流通食品の安全を確保するように諸般の指導等を行ってきたわけでございます。

具体的に申し上げますと、関係の企業に對しまして、包装でございまして、あるいは輸送でございまして、包装でございまして、あるいは輸送でございまして、包装の技術的なチェックを行う、こういうようなことがございまして、また流通の段階になりました、小売段階、特に量販店のようなセルフサービス形式のところがこのような問題の発生場所になる可能性が非常に強いわけでございます。これらの団体に対しましていろいろと注意を促

し、指導をしてきたわけでございます。一方、これらの指導の裏づけといたしまして、いろいろな制度融資等につきましても、私もどで所管をいたしてございまして、安全装置、防犯装置等につきましてこれを融資の対象として、導入が容易になるような措置を講じたところでございまして。

また一方、この法律でございまして、第八条のところに規定をされておるようなケースでございまして、グリコ・森永事件の際、特に森永につきまして流通ルートが混乱をいたしましたと申しますか、一時は森永の製品が店頭から姿を消す、こういうような事態になったわけでございます。流通秩序も大変動揺いたしましたし、また製造業者の経営あるいは関係労働者の生活の面でも心配があつたわけでございます。私もどでいたしましては内閣に政務次官レベルの会議を開いていただいたわけでございます。そのような場を通しまして各省等にもお願いをいたしました。制度融資等の措置を講じていただいたわけでございますし、また販売面につきましても、いわゆる袋の販売というふうな、いろいろなルートでの販売の支援をいたしました。これらの企業の立ち直りあるいは操業度の維持等に努めてきたわけでございます。

本法が制定をされました後のことでございまして、基本的にはグリコ・森永事件のときに経験を積みまして、いろいろなことにつきまして一つのルートに乗せていく、こういうことになろうかというふうな考えておるわけでございます。今までの経験を踏まえて法改正の適正な施行に努力をしまいたいというふうに考えております。

○刈田貞子君 局長、今スーパー等の店舗の棚から品物がみなおろされていくという話がありましたね。そのときに要する費用の話ですけれども、撤去及び廃棄にかかると費用の問題ですけれども、これ私調べたら、皆さん認識違いしているみたいなのは、食品衛生法の雑則の二十六条の二分

の一負担、これが適用されるのかと思つたら、これはもう死文化しているんですってね。違いますか。

○政府委員(谷野陽君) ただいま御指摘の食品衛生法の規定でございまして、これは私もどで所管でございまして、あるいはお答えを申し上げることが適當かどうかというところはございまして、私どもの理解を申し上げさせていただきます。食品衛生法では撤去について命令がかかることになっておりまして、それにつきまして負担の規定が先ほどお話がございましたような条文に国庫負担第二十六条ということであるわけでございます。

この規定は私もどで理解しているところによりまして、食品の廃棄命令をかけるに必要といたしまして都道府県または保健所を設置する市の費用に對して補助金が出る、こういうことでございまして、この食品衛生法の場合には基本的に申しますと企業が安全な食品を供給するという、いわば通常の営業形態における企業の責任を前提としたものでございまして、そこで撤去されるものはその製造等を行った業者の責任のもとに撤去されるというのが基本であるというふうな聞いておりました。これは保健所等を設置している市あるいは都道府県がそういう指示を執行させるのに必要な経費に関する規定であつて、廃棄をした店でございまして、その他に補償する規定ではないというふうな解されているというふうに私もどは聞いておるわけでございます。

○刈田貞子君 そうじゃなくて、この二十六条の責任そのものをすっぱり地方交付税でもって措置しているんですって、そうですか。地方交付税で措置しているんですか。

○衆議院法制局参事(坂本一洋君) その件は先生の方から御質問あつたとおりでございます。実は食品衛生法の地方自治体に対する負担の規定でございまして、その後は地方交付税法の改正でございまして、これは後法ということになりまして、こちらの方で新たに地方交付税の形で見る

ということになりました結果、事実上前法である食品衛生法の費用負担の規定は今動いてないということですが、そういうふうな御理解でよろしいと思います。

○刈田貞子君 衆議院ではあり得るというように御答弁があったり、昨日も質問の方が見えられたときにもあり得るというお話があったものですが、から調べてみたらそうでないんですね。今の言われたとおりですね。もう一度答弁してください。

○衆議院法制局参事(坂本一洋君) そのとおりでございます。

それで、食品衛生法の件につきましては、私も衆議院の委員会でも御答弁申し上げていますが、けれども、これは費用の撤去の規定が適用になるというような言い方ではございませんで、食品衛生法の全般的な適用も全くあり得ないこともないという形のお話で、答弁でございます。ですから、食品衛生法はその他の有毒物質とかそういうものが入っている食品ですね。これについていろいろ撤去の命令とか、あるいは業者の規制とか、そういうことはできるわけなんです。そういう事柄は形式的には適用があるのじゃなからうか。

ただ、本法案の立法の段階の、立案の初期の段階、この段階で私もいろいろ検討しまして、これは厚生省なども入って検討したわけでございますけれども、やはり食品衛生法サイドの問題は食品衛生法の方で措置されるということで、一般的には第三者のいわゆる犯罪行為に近いような形で有毒物質が入った場合は、食品衛生法のいわゆる所管官署は保健所ですけれども、保健所ではなかなか対応のし切れない問題も多いのじゃなからうかというように、一応本法案の対象になつていまして、これは一般的な撤去命令とかそういうものは、撤去のこれはこちらの要請ですけれども、本法案の七条の方が普通発動されるのじゃないかと、そういうお話をしたわけですが、それで食品衛生法の方は形式的に適用除外にしていませんか

ら、全く形式的に適用がないというわけにはいかないんですけれども、余り撤去命令なども発動される可能性は少ないんじゃないかというように私どもは理解しております。

○刈田貞子君 時間がなくなりましたので、最後警察の方にお伺いするんですけれども、私たちが一般的に考えて青酸カリ等を混入したと、こういうことになるわけで、なぜそんな毒物、劇物、こういうようなものが普通の人の手に入ってしまうんだらうかというのが素朴なみんな疑問なんです。

そこでお伺いをいたしますが、毒物の管理の状況についてやっぱりこれ確認させていただきなさいけないかと思ひます。グリコ・森永事件以降で、これは白書で調べさせていただいたんですが、青酸系で十八件、それから殺虫剤十九件、除草剤等で八件、それからその他が十四件というふうになっておりますけれども、少なくとも毒劇法あるいは農薬取締法等で、かなりの管理がされているはずなのに、なぜこういうものが出回っているかというふうにお伺いになりますか。

○説明員(泉幸伸君) 御指摘のとおり毒物、劇物等につきましては、それぞれの法律でいろいろな販売等について規制が行われておりまして、それらの規制が確実に完全には守られておれば、不要なところには出回らない。また正当に入手した人が正当に使用している限りそのような事態がないということは当然でございます。警察といたしましては、毒物が不正に入手されこれが犯罪に使用されないよう関係省庁と密接な連携をとりつつ関係団体を通じて、あるいは警察官が毒物取扱業者等を訪問するなどの方法によってこの間の指導を行っているところでございます。

具体的には毒劇法上の規定をこれらの人に遵守してもらふことはもとより、さらに安全対策上の見地から毒物、劇物はかきのかかる保管庫に保管し、これを定期的に点検して窃盗、紛失の防止を図ること、すべての毒物、劇物の譲渡、交付に当たっては、運転免許証等確かな身分証明書によって

譲り受け人の身元を確認すること、毒物、劇物の盗難または紛失事故が発生した場合には直ちに警察に届けること、不審な購入者等については警察に速やかに通報していただくことなどを中心に指導、要請を行っているところであります。今後ともこれらの活動を通じてこの間における問題がなくなるよう努力してまいりたいと思ひます。

○刈田貞子君 時間でございますので、最後に私希望いたしますことは、罰則の九条が生きてくるような法案になるのではなくて、前半で言われているところのやはり防止策が見事に作動する、こういう形の法案として生きてくるならば、これもまたひとつ策かなというふうに思つたりもするところでございますので、どうぞいわゆる刑罰万能主義、罪人をつくれれば事足りるという、そういう考えにだけはお立ちにならないでいていただきたい。このことを希望いたしますして質問を終わります。

○鎌山博君 午前中からの質疑を聞きまして、この法案ぐらゐ問題の提起された法案は珍しい。賛成、反対にかかわらずさまざまな疑問が提起されているのが私の感想です。

そこで、法務省に質問します。東條参事官は衆議院で、グリコ・森永事件は「監禁致傷、強盗致傷、放火、恐喝未遂、殺人未遂、業務妨害などの罪名が想定される」と言われております。こういう罪名が適用されるとすれば、法定刑はどうなりましようか。

○説明員(東條伸一郎君) お答え申し上げます。グリコ・森永事件につきましては、まだ現在捜査中で犯人が検挙されておられませんので、確定的なことは申し上げることはできませんが、いろいろな事実関係がございます。当初の江崎グリコ社長の誘拐、監禁、身の代金要求から始まりまして、工場に対する放火ですとか、青酸ソーダを入れた製品をばらまいた、あるいはそれをばらまくと言

つておどかす、あるいは現に「どくりきけん」というようなものをつけたチョコレート等をスーパーの店頭で置くというふうな一連の事実があるわけでございますので、これらにつきましては、もちろん先生よく御承知のように、犯意でございますとか、いろいろな問題について事実関係が確定されなければ、最終的に適用法条というものは決まてまいりませんが、予想される犯罪といたしましては、先ほど先生御指摘のような各種の犯罪が想定されるわけでございまして、これらの法定刑の一番重いものは殺人未遂あるいは現住建造物放火、現在まだ死刑が残っておりますので、死刑という一番重い法定刑から適用は可能でございます。

ただ、現実にはどの程度の量刑を要求するかというところは、具体的な事実関係が判明しませんが、何とも申し上げようがないところでございます。

○鎌山博君 これは死刑、無期懲役、有期懲役とすれば懲役二十年、こういう法定刑が可能ではないでしようか。結論だけ答えてください。

○説明員(東條伸一郎君) 機械的に刑法を適用しますと、確かにそのような法定刑も可能ではございます。

○鎌山博君 犯人が逮捕されないのは刑事罰の不備のためだと思われませんか、法務省。

○説明員(東條伸一郎君) 刑事罰則が不備であるがゆえに犯人が検挙されないかというお尋ねでございますが、この事件につきましては、いずれにしても、今申し上げましたようないろいろな犯罪が成立するわけでございまして、必ずしも不備であるがゆえに検挙されないということではないかと思ひます。

○鎌山博君 提案者に質問です。

第五条では、製造業者等に「捜査機関に対し、必要な協力をしなければならぬ」と書いています。これは捜査機関に対する協力義務を法律で決めたものと理解してよろしいでしようか。

○衆議院議員(宮崎茂一君) そのとおりでございます。製造業者等が必要だというふうに認識した場合に協力していただきたいと、こういうこと

でございます。

○諫山博君 捜査機関に対する法律上の協力義務と確認してよろしいですね。

○衆議院議員(宮崎茂一君) そのとおりであります。

○諫山博君 白川議員にお聞きします。

衆議院で、あなたは、この規定によって相当の効果があるのではないかと期待を持っています。製造業者等に捜査に協力する法律義務を課することによってどのような効果を期待しておられますか。

○衆議院議員(白川勝彦君) 俗に言うプログラム規定、罰則がないわけですが、この法案を立法している当時は自分たちが最大の被害者なものである、その被害者であるところに罰則のある届け出義務が課せられるのはちろんのことながら、こういうようなものを言われること自体が心外であるというふうな雰囲気もございました。しかしその後、いろいろな経過がありまして、現在、業界ではこのような犯人におどしを受けたという点に対して、裏取引は結局犯人をのさばらせるだけであるという点で、こういう事件が起きたらば、やはりこれは捜査当局と一緒に起って犯人を確実に検挙していくことが、自分の企業の被害を防止する道でもあるし、業界全体のこういう犯罪に対する防止にもなるというふうな、そういう意識が大分醸成されてきたようであります。

そういうようなものを受けて、やはりいやすくも食品を販売して、そして利益を得ている製造業者等は、入ったかどうかはわからないけれども、そういう食品にターゲットを絞ったいろいろな脅迫まがいのこと、あるいはそういうことが言われているというところはその可能性があるのでございますから、いち早く警察機関、捜査当局に届け出て、そして犯人検挙のために協力してもらおうというふうなことを法律上も書いてあるんだ、そこには確かに刑事罰はないけれども、製造業者たるものは法律上そういう義務はあるんだということ

を明確にしておくことは、業界全体の中にこういう事件があったらやっぱりこれは全体で力を合わせながら屈服しないやっていこう、こういうことが、今の現状もそうであるようでございますが、より以上期待されるものだと期待してあるわけでございます。私はまたそうなるだろうと確信をいたしております。

○諫山博君 製造業者等が被疑者もしくは参考人として警察から呼び出しを受けた場合には出頭しなければなりません。出頭しなくてもいいですか。

○衆議院議員(白川勝彦君) これはこの法律の関与するところでは私はないと思います。製造業者等が被疑者というのにはちょっと私、解せませんが、参考人という場合はもとと参考人でございいますから、この法律があるから出頭義務があるという点にはならないだろうと思います。

○諫山博君 出頭義務がないとすれば、供述の義務もないというふうな聞いてよろしいでしょうか。

○衆議院議員(白川勝彦君) どなたもその意に反して供述をするということが義務づけられている法律はどこにもないわけでございますから、それは一般の刑法その他の規定するところであつて、この法律が関与するところではないと存じます。

○諫山博君 私は、届け出義務じゃなくて捜査に協力する義務についてこれから質問します。

そうすると、犯罪捜査に対する協力を義務づけられながら警察に出頭する義務はない、警察に供述する義務もない。とすればどういふ協力の仕方があるんでしょうか。これは犯罪捜査についてです。

○衆議院議員(白川勝彦君) 先生も法律の御専門家でございますから、義務というのには、御案内のとおり、義務に違反したらどういふ罰則があるかというところで、法律的には意味があるわけでございます。そういう意味では、俗に言う協力してくださいという意味でございまして、その協力を

することは要請するけれども、その協力をしなかったらどういふ効果が出てくるかという点に關しては、この法律は何も触れていない、こう御理解いただいて結構だと思ひます。

○諫山博君 警察の呼び出しに應じるかどうか、警察の質問に答えるかどうかというのは、刑事訴訟法上の問題であるだけではない、憲法上の問題です。だとすれば、出頭義務も否定しない、出頭義務も認めない、供述義務も認めないというの、何で捜査に協力する法律上の義務を課する必要があるんでしょうか。

○衆議院議員(白川勝彦君) プログラム規定と考へた上で、そうしてくださいということとあります。それに従わなかったらどうするかという点に關しては、罰則その他の担保はないが、製造業者等は捜査が円満に行われるようにぜひとも協力をしていただきたという法律に基づく要請とお考へた上で結構なんではないでしょうか。

○諫山博君 裁判官の令状がなければ強制的に警察に連れていかれない、言いたくないことは言わなくてもいいということも憲法上の権利だ。そして、これは一般国民が尊重しなければならぬ権利です。もちろん警察も尊重しなければならぬ。そうだとすれば、この憲法上の権利を脅かすような規定になっているのが、捜査に協力すべき法律上の義務ではないのか。どうして憲法上の規定を否定するような法律上の協力義務を課するんですか。

○衆議院議員(白川勝彦君) 私は、どうしてそこまでこの条文を悪意に満ちて御解釈をいたしたかなきゃならないのだからかとむしろ理解に苦しむわけでございますが、製造業者等は、大量の流通食品を製造し、販売し、そしてまた直ちに国民の健康にも直結をいたしておるわけでございます。そういう流通食品全体の中に毒物を混入したりして企業から金を取るのももちろんでございます。幸いにも、日本では流通食品に毒物が混入されて人が死傷したという結果が起きていないから、そう

いうふうなことをおっしゃられるのかもわかりませんが、現実には本場にアメリカのような事件が日本でも起り得なかつたということを私はむしろ幸いとすべきだと思うわけでございます。

○諫山博君 法務省に質問します。

○説明員(東條伸一郎君) お答え申し上げます。

当局所管の法令についてだけ調べてございしますが、一般的な意味での捜査協力義務というのは、明文を置いた規定は当局所管の法令にはございせんが、例えば刑事訴訟法二百三十九条の公務員に対して犯罪の告発義務を課した規定、あるいはやや特殊な法令でございしますが、犯罪を認知した者にその告知義務を課しております。爆発物取締罰則八条の規定などは、当局の所管の法令では広い意味での捜査に対する協力義務を課した規定であるかと思ひます。そのほか若干調べましたところでは、例えば核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律六十三条、あるいは放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律三十二條、営業営業法三十三條、古物営業法十六條等は、それぞれの法律に規定しております。特定の事業者等がその扱います物品等につきまして窃盗

の被害等に遭った場合などについて特に届け出る
という事で、これも一種の捜査に対する協力義
務を課した規定であらうと理解しております。
○諫山博君 届け出るという意味とは別に、警察
の捜査に協力せよというような規定はあります
か。

○説明員(東條伸一郎君) これはあくまでも私ど
もの刑事局の所管の法令に関して申し上げます
と、一般的にそのような規定を、法律上明文を置
いた規定はございません。見当たりません。

○諫山博君 爆発物取締罰則というのが出てきま
したけれども、これは新憲法が生まれるはるか昔
の罰則ですね。

そこでもう一遍、法務省に質問します。警察官
の捜査、検察官の捜査に対する国民の協力といえ
ば出頭をする、そして供述する、これが主な内容
ではないでしょうか。

○説明員(東條伸一郎君) 必要な事情聴取に応じ
ていただくというのが一つの協力の内容であらう
かと思えます。そのほかに証拠物の提出その他ご
ざいますけれども、犯罪事実に関し、必要な情報
を持っている人が捜査当局に対して情報を提供し
てもらおうということが協力の中心の主たるもので
あると理解しております。

○諫山博君 一般に国民は捜査に協力する法律上
の義務を負っていますか。法務省の御説明を聞き
たいと思います。

○説明員(東條伸一郎君) 先ほど来申し上げてお
りますように、法律の明文上捜査に協力をしなけ
ればならないという規定は当局所管の法令にはご
ざいません。ただ、私ども広い意味での刑事司法
に国民が協力するという義務はあらうかと思つて
おります。その具体的なあらわれは、例えば証人
になりますと出頭義務等は当然課せられますし、
捜査段階でも例えば正当な理由がなく出頭等をい
たしませんと、刑法の二百二十六条でございま
したか、そういうような規定で起訴前の証人尋問
という規定の形で出頭して供述しなければなら
ないという立場に置かれるわけでございまし

て、その意味では、刑事訴訟法という法律全体は
国民が犯罪の防止のために捜査に協力してもらえ
るということを前提としてつくった法律であると
いうふうに理解しております。

○諫山博君 要するに捜査に協力しなければなら
ないという明文規定はないでしょう。あるとすれ
ば、この法律がでさういふ唯一の法律
になるということではありませんか、法律の明文
上はどうですか。

○説明員(東條伸一郎君) 私たびたびお答え申し
上げておりますように、私全法令を見たわけでは
ございませんので、当局所管の法令に関して明文
でそのような規定を置いたものはないと申し上げ
ております。

○諫山博君 極めて重大な法律が今つくられよう
としているわけですが、次に厚生省に質問
します。

何が毒物であり、何が劇物であるかということ
は毒劇物取締法に列挙されておりますね。法律の別
表あるいは政令で定めるところによるということ
になっていると思ひますが、そうですか。

○説明員(渡辺徹君) 毒劇法ではそのように規定
されております。

○諫山博君 薬事法に基づく毒薬、劇薬について
も同じような規定の仕方をしていただけますか。

○説明員(渡辺徹君) 薬事法におきましては毒
薬、劇薬の指定をするということになっておりま
す。

○諫山博君 麻薬取締法では、麻薬は「別表に掲
げる物を用いる」、「家庭麻薬について」と「別表」
「但書に規定する物を用いる」、こうなっています
ね。

○説明員(渡辺徹君) そのような規定になってお
ります。

○諫山博君 挙げれば切りがありませんけれども
も、覚せい剤取締法、これでは一号にいろいろな
品物の名前が列挙されて、二号に「前号に掲げる
物と同種の覚せい作用を有する物であつて政令で
指定するもの」となっていますね。そうですか。

○説明員(渡辺徹君) 覚せい剤取締法の場合、二
条に覚せい剤が列挙されてございまして、その中
に、法令で定めるもの以外に政令で定めるとい
うことになっております。

○諫山博君 有毒物質を含有する家庭用品の規制
に関する法律というのがありますが、これは厚生
省所管ですか。これでは、この法律において有害
物質とは「人の健康に係る被害を生ずるおそれ
がある物質として政令で定める物質をいう」とな
っていますが、そのとおりですか。

○説明員(渡辺徹君) きょう担当がちょっと参
っておりますけれども、そのような規定になって
いるというふうに理解しております。

○諫山博君 毒物、劇物、毒薬、劇薬、あるいは
覚せい剤、アヘン、いろいろなものについて今の
法律の規定の仕方を列挙しましたけれども、これ
は抽象的に定義を書くのではなくて、特定の物の
名前を決めてしまっている。法律で定めたり政令
で定めたり、厚生大臣が指定したりというやり方
をとっていると思ひますが、そのとおりでしょ
うか。

○説明員(渡辺徹君) 私ども薬務局所管いたしま
す法令、毒物劇物取締法、薬事法関係等の法律に
つきましてはそのような規定になってございま
す。

○諫山博君 そういう場合に「類似するもの」とい
う表現を使っているのがありますか。

○説明員(渡辺徹君) 私どもの所管する法令では
そのような規定はないというふうに理解しており
ます。

○諫山博君 毒物とか劇物とか、さまざまな危険
な物質を法律とか政令などで制限列挙している。
これが現行法の常識だと思ひますけれども、なぜ
こういうものを制限的に列挙することになったの
か。理由を御説明ください。

○説明員(渡辺徹君) 毒物劇物取締法の場合で
ございまして、一般に産業界あるいは社会におき
まして使われている化学物質類というものは非常
にたくさんございます。で、毒物劇物取締法の場合

には、そのような化学物質のうち毒性、劇性の強
いものにつきましてこれを法令で指定をいたしま
す。で、指定いたしました毒物、劇物につきまし
ては、これを製造する者あるいはこれを販売する
者、これを運搬する者、それを業務上取り扱う
者、それぞいろいろな禁止規定あるいは制限規
定、義務規定がございまして、例えば交付時の購
入者の身元の記名、署名といったような文書をと
るというふうな、いろいろな規定がございまして、
そのような規定を関係の方々には遵守していただく
の、そのためにはどういふ化学物質がそういう毒劇法
の対象になっているのかという事を明らかにいた
しまして、法の適用が円滑にいくようにという
ことであるというふうに理解しております。

○諫山博君 そうすると、いかに毒性、劇性が強
くても法律や政令で決められていなければ毒物や
劇物ではない、薬事法について言つて、いかに毒
性が強くても厚生大臣が指定していなければ毒薬
でも劇薬でもない、こう聞いていいですか。

○説明員(渡辺徹君) 法律上の定義から申し上げ
ますとそのような理解、解釈になるかと思ひま
す。

○諫山博君 覚せい剤を例にとりますと、「覚せい
作用を有する物」であれば、すべて覚せい剤と
いうのではなくて、その中で「政令で指定するも
の」だけが覚せい剤という取り扱いになります
か。

○説明員(渡辺徹君) 現在の覚せい剤取締法では
そのように規定されております。

○諫山博君 新たに覚せい作用を有する物質が発
見されたとすれば、これはどういふ手続をとつて
覚せい剤として取り扱うことになりますか。

○説明員(渡辺徹君) そういう新しい物質が見つ
かった場合、あるいは新たに創出されたような場
合には、私どもはその覚せい作用に関する文献、
治験等を提出させまして、それらを審議の上覚
せい剤として指定をするかどうかという事を厚生
省におきまして審査するという事になるうか
と思ひます。その上で、従来の覚せい剤取締法に

よりまして規定が必要であるということになれば、政令に従いましてこれを指定するということになるかと思ひます。

○諫山博君 取り締まる必要のある「覚せい作用を有する物」は大體覚せい剤として現在指定されていると思ひますか。

○説明員(渡辺徹君) 少なくともそのようになっているのではないかと理解しております。

○諫山博君 新たに毒性のある物、劇性のある物が発見されたらすれば厚生省はどうしますか。

○説明員(渡辺徹君) その毒物あるいは劇物に該当する可能性のある物質が販売もしくは授与の目的で社会一般に流通する可能性があるというものであれば、私どもの毒物劇物指定の判定基準に照らしまして、その必要のあるものについては指定をするということになるかと思ひます。

○諫山博君 その場合に、何らかの審議会を通すのではないのでしょうか。さらに判定基準というものはどういうことになりましか、簡単に言ふと。

○説明員(渡辺徹君) 毒物劇物取締法で申しますと、私ども毒物、劇物にある化学物質を指定する場合に、中央審議委員会に毒物劇物調査会というものがございまして、そこにデータを添えましてお諮りをするということになります。その審議結果を得まして指定をするということになります。

○諫山博君 提案者に質問します。

この法案で毒物劇物取締法の第三表に出てくる特定毒物劇物、これを外しているのはどういう理由ですか。

○衆議院法制局参事(坂本一洋君) これらの物は別表一に全部載つておるわけです。

○諫山博君 「類似するもの」というのがいろいろ衆議院で議論されているようですが、この議論を通じてみますと、毒物、劇物に毒性が等しいものと言ふんですか、劣らないものと言ふんですか、定義づけられどういうことになりますか、「類似するもの」の定義。

○衆議院法制局参事(坂本一洋君) 同等あるいは

同等以上のものと、こういうような意味合いになると思ひます。ただ、私ども法案立案の補助をした立場から同等とか同等以上のものという表現を避けましたのは、その判定基準が多様で、単なる量的なものだけで決めるのであれば、多分私どもは同等とか同等以上のものという表現を使つたと思ひますけれども、いわゆる量的なもの以外にいろいろの所見とか、量的な実験は動物実験しかいたしてありませんから、人が事故に遭つた場合の所見とか、あるいは解毒剤がどの程度あるのか、そういうことも判定の基準にどうもなつてくるようなものから申しまして、これは厚生省の専門の方いろいろなお聞きしまして、それでやはり類似というところで、内容的には同等、同等以上のものということに解釈すべきじゃないかと思ひます。

○諫山博君 何と比べて同等もしくは同等以上ということになるんですか。

○衆議院法制局参事(坂本一洋君) いわゆる毒物、劇物のどれという、一つずつ比較するというよりは、毒物、劇物の判定基準がございまして、それと照らしてということになります。類似というのとはそういう毒性、劇性の類似性ということに判定するということになるように理解しております。

○諫山博君 毒性、劇性の類似性と言ひますけれども、それは量的な強さをあらわしますか。

○衆議院法制局参事(坂本一洋君) それはまず基本的には、量的なものが非常に判定の基準の一つになると思ひます。これはいわゆる半数致死量、経口あるいは吸引とか、そういうことによる半数致死量、動物実験で少量のもので半数以上の致死の状態があらわれるというようなもの、基本的には類似するものになるのじゃないかと思ひますけれども、具体的には個々の物質が出てきた場合に、これはそういう専門のところで判定する、こういうことになるのじゃないかと思ひます。

○諫山博君 厚生省にお聞きします。

厚生省所管の法律では、覚せい剤とか毒物、劇物とか毒薬、劇薬について、なぜ類似するものと

いう觀念を排除しているんですか。

○説明員(渡辺徹君) 毒物劇物取締法におきまして、私ども判定基準といたしまして、例えば急性毒性、たゞいま議論がございまして、例えば急性毒性の半数致死量、例えばLD50値が非常に低いもの、つまり毒性の強いものについては毒物に指定をするというふうな幾つかの判定の基準を持つております。

私ども、先ほど申し上げましたように、毒物、劇物につきましては、非常に広く産業界あるいは日常生活におきまして使用されております化学物質のうち、そうした判定基準に照らしまして、毒性、劇性が強いものを、これを指定するということがいたしてあります。それは先ほど申し上げましたように、これを取り扱う人々、通常のお仕事、産業界にお使いになる人々あるいは試験研究機関でもお使いになる方々が使うわけにございまして、それな、そういう製造あるいは販売、運搬というふうな、そういう関係のお仕事に携わる人々はこの安全性確保という観点から、いろいろな交付の手續でございまして、保管に関する問題でございまして、いろいろな規定を設けてございまして、そういう規定を遵守していただく。そのために化学物質を特定いたしましたして、そしてそれを明らかにすることによりまして毒物、劇物の安全性を確保しよう、そういう趣旨からでございます。そのために毒物、劇物を指定しているということでございます。

○諫山博君 毒物、劇物に共通の基準的な作用と

いうのがあるんですか。

○説明員(渡辺徹君) 化学物質の毒性につきましては、いろいろな形で毒性があるわけにございまして、例えば急性毒性、それから長期にわたつて使用した場合の慢性毒性、あるいは発がん性に関する毒性とか、いろいろな毒性があるわけにございまして、急性毒性はそれだけの化学物質につきましまして、現在急性毒性が強い弱いという判定にございまして、一般にこれは医薬品の場合でも一般産業化学物質についても同様でございまして、

けれども、例えばマウス、ラットというふうな動物を用ひまして半数致死量、いわゆるLD50というふうな言い方をされてございまして、そういうLD50値がどの程度の数字を示すか、つまり実験に用いたネズミのうち半数が致死に至るような、そういう化学物質の量はどのくらいであるのか、そういう数値をはじき出して、その数値によりましてこれは毒性が強い、あるいは劇物に該当する、あるいは普通物として差し支えないというふうな、一応の私どもの認定基準と申し上げましたのは、専門家に検討していただきましてその毒性の目安としましてLD50値を決めていただいた、そういうある程度一般的な物差しと申しますか、絶対値がございまして、

そういうもので総体的に化学物質の毒性を比較して、そしてそれを必要なものについては指定をする。その際のLD50値だけではございまして、その物質の薬理作用の強さでございまして、あるいは人体に対する影響でございまして、あるいは人々に対する周囲のいろいろな毒性に関する治験データを採用するわけにございまして、けれども、基本的には急性毒性値というふうな一つの目安があるわけにございまして、

○諫山博君 「類似するもの」というのがみんなから大変問題な規定だと指摘されているわけですね。これほど法律が整備しているわけに、毒物でも劇物でもない、いろいろな取締法にも規定されてない、そういうものをなぜ「類似するもの」というふうな形で取り入れなければならぬのかという点が指摘されているんですけれども、これは新しい物質が出てきた場合に対応できないからだということですか。

○衆議院議員(白川勝彦君) 決してそういうことではございせん。逆に、私ども三号がなかったとしたら大変な劇性があつたとしても、そしてそれで人が死んだとしても、この法律の適用がないという極めて常識に反する結果になるわけにございまして。毒物、薬物すべて危険なものは列記をされているじゃないかと言ひますが、これは立

法目的が違うわけでございますから、主になる厚生省の方から説明があったように、商品として世の中に流通するものの中、こういうものは厳格な基準が必要なのではないかということで、毒物及び劇物取締法や薬事法というものがあつたわけでございます。

私たちがここで問題にしている毒物というのは、人の生命や身体に害を与えるもの、それは商品価値があるがなかるうが、人の身体に害を与えるものを食品の中に入れてもらうては困るわけであつて、それは先ほど午前中の質問でも申し上げたとおり、この世の中に毒物及び劇物取締法や薬事法に規定されたもの以外に、現にあるわけでございます。それを使つたらこの法律には値しないといふのは、私はどう考えてもそれは常識に反するし、また国民感情にも反する。立法目的が違つたわけでございますから、これはいたし方ないと思ひます。

○諫山博君 厚生省にも一回質問します。毒性、劇性が非常に強くて、しかし法律にも政令にも定められていない、こういうもので国民が容易に手に入れることができるものがそんなにたくさんあるんですか。そういうのがあつたんだら何らかの指定をするはずだと思うんですが、いかがですか。

○説明員(渡辺徹君) 容易に手に入るかどうかは別といたしまして、この現行の毒物劇物取締法では、例えば毒物、劇物を販売、授与の目的で製造登録をしていなければ「販売又は授与の目的で製造してはならない」、こういう規定がございます。したがって、現行の私も運用しております毒物劇物取締法では、販売、授与を目的として製造される化学物質、毒性の強い化学物質につきましては、毒物、劇物に指定している。そういった化学物質を製造するために、途中の段階で使用されます中間原料のものを、これはその中間原料の形で社会には販売されない、あるいは社会に出ないといふようなものは当然化学合成の過

程でそういう中間原料といふのはいろいろあると思ひます。そういうものにつきましては、仮に毒性、劇性が強いものであつても毒物劇物取締法の現行の法令では対象にしないといふことでございます。

○諫山博君 私の質問時間が来ましたが、私はこの法律は本当にさまざまな問題を含んでいふと思ひます。これは私だけの意見じゃなくて各委員共通の見解ではなかるうかと思ひます。どうするのかわからないことをぜひこれから委員会で、理事会で御協議いただきたいと思ひます。このままで法律が通つてしまえば、これはもう大変だといふ気がしてしようがありませんから、私の質問を終わるに当たつてその点は委員長に要望いたします。

○下田京子君 グリコ・森永事件、これは惜むべき事件です。ただ、今諫山委員が質問で明らかにしましたけれども、犯人が捕まらないのは法律の責任じゃない。これは法務省もお認めです、刑罰を重くするよりも犯人を捕まえるのが第一じゃないか。これは指摘しておきます。

それで、問題の多いこの法案、なぜに急いで国会で成立させようとしてゐるのか。これは二年前、六十年ですけれども、提案者の一人であります三塚議員がこう述べてゐるんですね。政府でやると一條の刑法改正でも三年くらいかかるからそんなに待つておれないといふふうなことで出されてきてゐるわけでありますけれども、つまり今回のこの毒物の混入等の防止等に関する特別措置法といふのは、刑法改正、政府に任せたら時間がかかるからどうしようかとここに一つのねらいがあるといふ点でございますか。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 三塚君の話は私も存じておりますが、これは立法いたしましたのがもう六十年ですか、二年ぐらゐ前でございまして、衆議院の方には継続で二回継続になつておりますし、そういうことで決して急いでゐるというわけでもございせんし、慎重に御審議願つてゐると私は考へてゐるわけでございます。立法府に

ある者といひましては、御存じのように、あのようなグリコ・森永の反社会的な事件が起きたわけでございますので、何とかこれをひとつ防止しようとして、何も刑罰を科するといふことが目的じゃなくて、先ほど公明堂の先生がお話のように、そういったような事件がないように、あらゆるひとつ国民全体の力で政府も入れて、そういった犯罪を防止しよう、そして国民の生命を守ろうといふのが一番大きな趣旨でございますので、私どももいたしましては、急いでいふわけじゃなくて、前々から一日も早くひとつこの法律案を通していただきたい、こういうような気持ちでおるわけでございます。

○下田京子君 六十一年の二月三日付の東京新聞に三塚氏にインタビューをするというところで記事が紹介されてゐるんですね。それで、提案者でございします宮崎議員も、これは同じく六十一年の五月号「月刊自由民主」で今の趣旨のことをお述べになつてゐるんですね。つまり「現行法の中には、浄水に毒物を入れた場合三年以下の懲役、水道に入れた場合二年以上十五年の懲役といふことになつてゐる。なお、今回のグリコ事件のように食品に毒物を入れた場合には規定がないので、毒物を入れただけでは現行法では無罪といふことになる。改正刑法草案では、三年以下の懲役」云々となつてゐるけれども、三年と十五年の間とつて十年だといふふうなことを言われまして「現行の刑法は古い法律」だと、そして早く「改正しなければならぬ」ところが「なかなか国会の審議の場に乗らない」、なぜかといふと「各方面から反対があるからだ」、こういうふうにお述べになつてゐる。各方面から反対があるのを御承知で、改正刑法草案についてはなかなか国会に上らせることができないので、この種の法律を出してきたんだ、こういうふうにお述べになつてゐるんですが、これはどうなんですか。

○衆議院議員(宮崎茂一君) ただいま犯罪の罰則のところだけをお説きになつておられますが、多分それは新聞記者が罰則のところだけを引いたんだらうと、そういうふうな考へておられます。先ほど申し上げましたように、防止するといふところの方がこの法律案にも書いてございますように、第一條に書いてございますように、その方が主要な目的でございます。

○下田京子君 私は、宮崎議員御自身がこれは「自由民主」にお述べになつてゐるやつを持ってきたんです。ですから現行刑法は古い、だから早く改正刑法草案を国会に上らせたいんだといふことも言つてゐるわけなんです。ですから、今回のこの立法作業といふのは、そういうねらいであつたんだと御自分がいみじくもお述べになつてゐるのです。これは否定できないことだと思ひます。

そこで、法務省に聞きます。刑法について、現行刑法が宮崎さんに言わせれば古い、こういうふう言われておられますけれども、現行刑法そのものがやはり現憲法に基づいて整合性を持つて考へられるべきものだと思うんです。そうしますと、この現憲法で何をうたつてゐるか。言うまでもありませんけれども、国民主権、平和主義、基本的人権尊重主義、これを柱にしていると思ひます。この憲法の理念を基本にされた上での現刑法の見直しといふことになるんじゃないか。あるいは國家の刑罰権の行使については個人の人權を尊重した上で治安を維持するための必要最小限度にとどめるべきだといふような考へ方がやはり今の刑法の中に生かされてゐるんじゃないか、こう思ひますが、法務省いかがですか。

○説明員(東條伸一郎君) 現在の刑法は我が國民の倫理観あるいは道徳、風俗、慣習などの社会的文化的な規範に違反する一定の行為に對して一定の刑罰を科するといふことで、國民生活の基本的秩序といふんです。平穩といふものを維持しながら個人の自由その他の權利を保護しようといふ法律であるといふふうに理解しております。

○下田京子君 現憲法を基本としてといふ考へ方ではよろしいでしょう。

○説明員(東條伸一郎君) 私から申し上げるまでもなく、法律といふのはすべて憲法のもとにつく

という理解はいたしておりません。この法案は、私どもの理解では、グリコ・森永事件を契機としたしまして国民が非常に日常の生活上不可欠な流通食品に毒物を混入される、そのこと自体不特定多数人の生命、身体を安全を害する行為でございますが、さらに進んで一種の社会不安を引き起こすというような観点も加えて、そのような行為を防止するための総合的施策の一環として罰則を含めた法律がつくられたというふうに理解しております。刑法典とは若干物の見方を異にした法律であるというふうな理解に立っておりますので、罰則その他もそれぞれその特別法の趣旨等を踏まえ、さらに先ほど来御説明がありましたように、その危険性の範囲等を考えまして、刑法典の罰則をも参照されながら法定刑をお定めになったというところでございますので、特に重いというふうな理解はしておりません。

○下田京子君 しかし、政党と政府が協議して出してきたんですから、今のような答弁も出てくるでしょう。ただ、これは弁護士会等がお述べになっているんですね、改正刑法草案の第二百五条との関係から見ても問題があるというふうなこと。そして、四十九年に改正刑法草案を法制審議会が答申したにもかかわらず、なぜいまだに国会の審議に上っていないか。最大の理由は重罰主義でしよう。そのことにやはりいろいろな意見が出まして、社会の進歩発展と逆行するような取り締まり中心の厳罰主義や威嚇主義や刑罰万能主義ということについての大変な意見だと思っております。これは日本弁護士会と、国民の意見を代表する弁護士の言ってみれば中心の方が問題を投げかけていると思うんです。そういう点から見ましても、今回の法律が非常に重罰主義である、法万能主義であるということが大変問題であるということこそ私は指摘します。

次に、法二条二項三号、類似物規定との関係で聞きます。厚生省並びに農水省、この二条二項三号の類似物とは何でしょうか。具体的に名前挙げられますか。

○説明員(渡辺徹君) 先ほど申し上げましたように、毒物劇物取締法におきましては、基本的に販売、授与を目的とするときとされる物質ということでございまして、製造から流通段階までのいろいろな諸規定を設けるという意味で物質を特定いたしました指定をしているわけでございます。したがって指定をしようとする目的にかからないものにつきましては、例えば中間体でございますとか、あるいは天然物等に毒劇物の対象にならない毒性、急性の強いものがあり得るというふうに考えております。

○下田京子君 私は具体的に名前を挙げてくれ、こう言ったんですが、お名前挙げてない。提案者、衆議院等の議事録を見ますと、アフラトキシン、イソシアヌ酸メチルを挙げております。アフラトキシンというのはどんな毒性を持っていますか。簡単に御説明ください、提案者。

○衆議院議員(白川勝彦君) 私どもも薬物の専門家ではございませんので、厚生省にお答えいただいた方が妥当かと思っております。

○下田京子君 あなた方、具体的に名前を挙げておられるんですよ。法を提案する際にあって各省と議論されたとおっしゃっているじゃないですか。厚生省、それでは私の方から聞きます。このアフラトキシンというのは化学構造の違いによって幾つかのタイプに分かれていると思うんですけれども、 B_1 、 B_2 、 G_1 、 G_2 とありますけれども、 B_1 、これが最も発がん性が高いものというふうに言われ、マイコトキシン、つまりカビ毒の一種であって、日本国内ではこのアフラトキシンについては検出されていない、そういうものであると理解してはいますが、よろしいですね。いいか悪いかだけ。

○説明員(大澤進君) 今の御指摘のとおりでございます。○下田京子君 そうしますと、厚生省そこにおいてください。こういうアフラトキシンは国内でないんです。輸入されてきたものです。これを人為的に抽出し、培養し、毒物として添付したりなんか

というものが一般的に可能ですか。○説明員(大澤進君) 確かに一般にこのアフラトキシンは日本で産生されないと言われております。ただし、試験研究用として一部の試験分析機関で一部保管しているというものはあり得るわけでございますが、しかし本品そのものを入手するということは非常に困難である、かように考えております。

○下田京子君 そのように非常に困難なものである、まさに特定されたものでしかないんですね。しかも、厚生省に聞きますが、このアフラトキシン等は現在食品衛生法に基づいて厳重に輸入する際にチェック等もなされていると思えます。これらに違反した場合には四重違反ということで罰則がありまして、二十二条に基づいてこれら食品は廃棄などの処分を命じられていると思えます。そしてさらに、それにも応じない場合には食品衛生法三十条で三年以下の懲役、二十万円以下の罰金というふうな体系になっていると思えますが、間違いないですね。

○説明員(大澤進君) 御指摘のとおりでございます。○下田京子君 これ具体的にアフラトキシンをお名前挙げて言われたんです。現行法の中でもこのように形できちつと対応できるんです。しかも、これらの食品衛生法に違反した場合には「三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」ということから見ましても、今のこの法律から見まして罰則規定が十年、こういうのはとてもないことだと思っております。提案者、具体的にアフラトキシンまで挙げておいて、一体今のような事実関係をお知りになつていただいましょう。いかがなんでしょうか。

○衆議院議員(白川勝彦君) そのようなものを、管理が厳重かも知れませんが、そういうものを取扱う人が、もしこのような犯罪を思い立てば本人にとっては簡単なわけでございます。それから先生は特殊な例を挙げて、要するに毒性や劇性が少ないものは全部掲げられているじゃないかと言いますが、それはまさにだれが常識的に

に考えてもおかしいわけでございます。例えば廃棄物等の中には大変な毒性が強いものがあることは、もうまさに我々は社会経験上も幾らでもわかるわけでございます。そんなものは商品名ついておりません。そういうものを食品の中に入れてもそれは全然、販売の流通管理をしようという、ですから販売されないわけでございますから、毒物劇物取締法の中にはそれは当たらないわけでございます。そういうものをに入れてもこの罪に当たらないというのは、それは私ばかり特殊な考え方であつたらば、むしろそういうような考え方をするのが私自身は逆に理解できないのであります。

○委員長(岡部三郎君) 下田君、時間ですので、簡単に願います。○下田京子君 時間が足りないんです。大体、本当です。このわずかの時間で、アフラトキシンが特別な例だとおっしゃいましたけれども、この「類似するもの」に挙げたのはあなたの方なんです。そのアフラトキシンがどういふものなのか。しかも現行食品衛生法できちつとやれる。問題は非常にその保管とか取り締まりの体制の問題、こんな法律つくらなくたってちゃんとやれるじゃないですか。私は現行の法律体系の中できちつとできる。本来なら今回出された法案の三条、七条あるいは八条、こうした防止策、救済策その他もろものが現行法の中でできないのか。これは全部できるといふことが今までのいろいろな調査の中でも明らかになっているわけであつて、こんなとんでもない法律、やはりこれはもう出し直さないよ。もう一回関係者よく詰めて、そしてお出しなさいよということをお願いして、質問を終わります。

○三治重信君 最初に警察庁の方にお尋ねしますが、けさ同僚委員の方から警察庁の方へは大体の御質問があつて、それを聞いたものだから、それとの重複を避けて、ちょっとそのお答えになつた中で疑問を持ったのを大きくちよつと御質問をしてみたいと思うんですが、午前中の、事件で百十二

件あった。しかしそのうちの解決数とこの説明では何か殺人事件みたいなので、流通食品への混入事件の解決ではないような気がしたんです。それは普通の毒物で相手を殺すとか何かするのために、それは一般の流通食品を買ってその中へ入れたということであって、流通食品の流通を妨害するためにやった事件ではない。この法案は流通食品を流通させないために流通業者をえらい何というんだらうか、損害を及ぼすためにやるやつなんで、おたくの解決した六件とかなんとかいうのはどうもそういう流通を妨げるのじゃなくて、特定の人を殺すとか特定の人を傷害させるための事件だったような気がするんだが、その点ちょっともう一遍、本間にそういう事件はみんな流通食品のその店の販売をとめ、悪さをするために、グリコ、森永みたいなところの製品を売れないようにしてやるというものにかかわる問題ではないんじゃないかというふうな気がしたんですが、その点はどうなんですか。

○説明員(古川定昭君) ただいまお尋ねがありました件でございますが、先ほどちょっと私の方の説明の仕方が舌足らずであつたんじゃないかというふうに思いますので申し上げますが、今お尋ねのように百十二件発生してそのうちで六件検挙という御説明を申し上げましたその百十二件といふのは、毒物を混入したものを放置した、ですから流通食品にそれを混入したとか流通の経路に置いたというものはなくて、その毒物が混入されたものを放置したというふうな、そういうものの件数でございます。確かにお答えの趣旨がちょっとずれていたのではないかと思います。

今お尋ねの毒物を混入させた食品を流通経路に置いたというふうな事件というふうにその状況を絞ってみますと、これは九件発生しております。そのうち四件を検挙しております。ことし一月の二十四日に横浜市内でありました事件でございますが、スーパー等十カ所にスミチオン入りチョコレート十数個ばらまいた、そして製菓会社に

数千万円を要求した、こういうような事件がありまして、これは検挙になっておりますが、このような事件は九件発生し四件検挙と、こういうことでございますので、ちゃんと説明の舌足らずということでも御承知願ひいたします。

○三治重信君 それでわかりました。どうも少しえらい事件が多いのと、それから解決した事件の中身の説明がちょっと腑に落ちなかったから改めて御質問したわけなんです。それで、流通食品のこの法律では確かに流通食品に毒物を入れたことについての罰則がないということなんだけれども、実際はどっちかという毒物を入れるとか脅迫したとかなんとかいうのは、刑法やほかの法律で罰則ができるということ、むしろそちらの方が販売妨害の方が多いんじゃないかというふうに考えられるんですが、そういう販売妨害、入れるぞというおどかしだけの販売妨害のやつはこの法律の対象にはならぬわけですね。

○説明員(古川定昭君) 私どもの理解するところでは流通食品に毒物等を混入したというふうな事案でございますので、一種の威嚇といえますが、おどかしという形態のものであれば、これに当たらないのではないかとこのように理解しております。

○三治重信君 それからもう一つお尋ねしますが、これはちょっと聞いていいものかどうかかわからぬんですが、あの当時裏取引が相当あったと。そして結局警察へ頼んでも実犯人は挙がらぬし、商売は上がったのだし、結局おどかしやなんかに対して裏である程度応じたんじゃないかと。むしろその方が食品の製造業者としては賢明だと。森永みたいな外へばかり威嚇して絶対やらぬとかいうようなことをやっているのは、あれは少しあはじやないかというふうなのが当時——これは本場に速記していいか悪いかわからぬくらいなことなんです。うわさもちよつとあつたわけなんです。が、今度の法律でそういう裏取引的なものは、やはり警察としてこの法律の取り締まりの、通報義務との関連で裏取引の防止には役立つものかどうか。

か。

○説明員(古川定昭君) 確かにこれまでの事件の経験からかんがみまして、おっしゃるようなことが幾つか私どもとしては経験しておるわけでございますが、今度のこの法律によりまして、製造業者等の届け出の規定等が予定されておりますので、そういう意味ではそういう裏取引といふものが、それを知ったにもかかわらず届け出がないという行為はやはりこの法律に反するといひます。か、そういう行為はきちんとした法的評価をここで与えておるわけでありまして、そういう行為は抑止されると思います。か、なくなるのではないかとこの期待を持っております。

○三治重信君 この法案そのものについての質問は以上で、ほかの委員からの質問で大体私も承して、ちょっと農水省に流通食品業界のあり方というのですか、の問題についてちょっと質問してみたいと思つてますが、日本における高度の経済成長と高い国民生活の裏づけとして、流通食品業界は、先日の参考人の聴取で、製造業者の団体からも非常に重要な何兆円という生産高を誇っている産業である、こういうような説明があつたんですが、またそれが人の食生活に関係するということと、それが毒物というふうなことになるというもので、それからこういう特別立法をせびつてはいい、こういうふうな要望になつてきたらどう思うんですけれども、そういう問題と、もう一つは私は流通食品業界がいわゆる市場開放、自由貿易といふことから、農水省の方でいわゆる農産物を非常に支持価格をし、また農産物の輸入制限、割り当てというふうなことをやっているために、流通食品業界が使う原材料が非常に国際価格と比べて高い。そのために自由貿易にしているけれども、とてもじゃないが原材料だけでもとても国際的な競争にならぬじゃないか、こういう問題が今出てきていると思つてます。

それは米については米菓子、あられやなんか、そういうことで、それからあらゆる菓子原料になる砂糖、それから小麦粉、こういうものもみんな非常に農水省は価格統制をやり、国際価格から見ると何倍かに高いような状態になつていて、その農業保護のためにその制度は変えないにしても、こういう流通食品業界で使用する原料は全体の統制物資から見るとその使用割合というのには非常に少ないんじゃないかと思つてます。が、そういうふうな米とか砂糖とか小麦粉のそういう流通食品業界で原料として使う問題の量と、そういうものを国際価格でやる、例えば砂糖なら輸入の砂糖をそのまま食品業界へ払い下げてやらせれば砂糖の価格は国際価格と同じになる。それは全体の砂糖の消費から見ると一部じゃないか、こういうふうなことが考えられるんですが、食品業界が市場開放で国際競争になつて食品の加工品が自由な貿易になる、それは非常にいいことだと思つてます。そのときに外国と同じような競争条件をしてやらなければ、円高で輸出企業は耐えられなくて、みんな空洞化していく。外地へ生産拠点を設けていると同じように、食品業界は円高プラスそういう原材料が特別に高いために、こういう毒物の混入で売れなくなるにプラスそういう原材料に非常に困る。こういうふうなことが考えられるんですが、こういうものに対する対策というものをどういうふうにお考えになつていますか。

○政府委員(谷野陽君) ただいま御指摘のように、我が国の食生活の中で、いわゆる流通を通じて購入をするという食品が大部分を占めるようになってまいっておりますし、またその中でもいわゆる食品製造業、別の言葉で申しますと加工食品の率というものが近年大変高い比率になつてきておるわけでございます。これら食品製造業が使用いたします原料は、ただいま御指摘のように輸入もございまして国産もございまして、また国産の農産物の仕向け先という点から見ても、四割程度が加工企業を通じて消費者の手元に届けられておる、こういうことになつておるわけでございます。このような事情から、原材料としての農産物の価格は国産のもの、輸入のものを通じまし

て食品企業の大変重要な関心事項になっておると
いうことは御指摘のとおりでございます。

現在の食品企業各社の経営の状況を見ますと、
輸入の原材料のうち、かなりのものが円高のメリ

ット等を得まして入ってきておりまして、全般的
には経営の収支は全体の産業の中では総体的に決
して悪くないわけでございますけれども、ただ、
ただいま御指摘のような国産と輸入との関係につ

きまして問題を抱えておる産業もあるわけござ
います。このような問題は、食品産業、製造業の
サイドからばかりではなく、国内で食品産業向け
の原料を生産いたしております農業のサイドにと

りまして、我が国における食品製造業が立派に
立地し維持されていくということは大変関心事で
ございまして、私どもといたしましては、最近に

おけるいろいろな為替の動向その他の中でこれか
ら取り組んでまいらなければならぬ大変重要な
課題であるというふうに考えております。

ただ、ただいま御指摘がございました例えは砂
糖でございますが、砂糖の場合には大体国産率が
三分の一、輸入が三分の二でございますけれども、

仕向け先といたしましては、家庭用は二〇％
ぐらいいでございまして、八割ぐらいいがいろいろ
形でいわゆる原料として用いられておるわけでござ

いまして、原料として用いられているものを別
扱いをするということができるとかという点
につきましては、物によりましてそれぞれの事情

がございまして、大変難しい問題もあるわけござ
います。砂糖のようなケースではむしろ家庭
用、いわゆる小袋詰めというふうな、まあ小袋と

申しまして一キロとかいうのを含めてござい
ますが、そういうものの比率がかなり低くなって
おる、こういうことでございまして、問題を食

品産業への原料供給の問題だけとして切り離して
考えることがなかなか難しいことになっておるわ
けでございます。

【委員長退席、理事高木正明君着席】

そういう中で、私どもといたしましては国内の生
産者、農業サイドにもいろいろと合理化をしてい

ただくということを含め、食品産業にそれぞれの
品目に応じて配慮をこれからしていかなければな
らないというふうに考えておるわけでございます。

ただいま御指摘のございましたものうち、砂
糖について申し上げますと、砂糖につきましては
現在北海道及び沖縄等々で生産が行われておるわ

けでございます。大変地域の重要な産業として
その価格支持を圖っておるわけでございますが、
これにつきましては輸入糖から徴収いたします調

整金と、それから一定のところで国内の合理化目
標を決めておりまして、それを上回るものについ
ては、これは財政資金をもつて充当する、こういう

制度で運用をいたしておるわけでございます。そ
ういう中で、最近における為替の状況あるいは国

際価格の状況等を勘案いたしまして、昭和五十八
年に卸売価格でいわゆる指標となります形成糖価
が、キログラム二百二十四円でございますしたもの

を、この十月からは百八十一円ということで、四
年間で四十三円、二〇％近くの引き下げを行って
きておるわけでございます。

こういう状況でございますが、なかなか各方面
難しい問題もございまして、私どもといた
しましては国内の砂糖の原料生産の合理化、精製

糖企業の合理化に努めまして、食品産業初め、ユ
ーザーの皆様方に国内でそういうものを使ってい
ただけるようにするよう、さらに努力をしてま

いりたいというふうに考えております。
○三治重信君 砂糖ではえらい、そうか、八割も
原料用かね。それじゃ、どうにもならぬな。米は

どうなんだ。米の他用途米、小麦粉なんかどうか
ね。八割じゃどうにもならぬな。
○政府委員(山田岸雄君) お答えいたします。
米及び麦類についてお答えいたしますが、まず

食用のみならず加工原材料用等につきましても国
内産米を充てることとしております。中でも加工
原材料用といたしまして、みそだとかせんべい等

につきましては、主食用の値段の約二分の一、こ
れは農家手取り価格でございますが、で供給する
といった他用途利用米制度を現在持っておりますし

て、昨年、六十一年度米までは二十七万トン程度
をこれで供給するというおことになっておったわけ
でございますが、本年から用途等も新たに酒造用だ

とか、あられ用、こういったものも用途を拡大い
たしまして、数量をいたしましては三十四万八千
トンを安い価格で供給していこう、こういう体制

をとっておるわけでございます。
また、麦につきましては、国民の食生活におき
まして米と並んで重要な主食の地位を占めておる

ものでございまして、農業生産におきましても代
表的な土地利用型の作物の一つでございますし、
水田農業の確立を図る上での有力な転作物物だと

か、裏作物としての重要な地位を占めておること
から、食糧制度の対象に位置づけておるわけござ
いまして、

【理事高木正明君退席、委員長着席】
これは一応麦そのものではちょっと食べられませ
んの、一次加工としてまず全量が製粉される。

その製粉されたものが二次加工としてパンなりめ
ん類なりに向けられる、こういうふうなことに相
なっておるわけでございます。麦の政府の売り渡

し価格につきましては、五十五年以来、国内産麦
と海外から輸入される麦とのコストをブールして
決めるように、いわゆる内外表のコストブール方

式の考え方をとって決定しておるわけございま
す。この点につきましては、臨調とか行革審等
におきましてもコストブール方式をとるべしと、
こういう御指摘もいたしておるわけございま

うに考えている次第でございます。輸入増加とい
ったものの基本的な要因が内外価格差の拡大、こ
れは円高の要因が主でございますけれども、そう

いったものから拡大する方向にあるわけござい
ますが、基本的には内外価格差の縮小に努めてい
くことが必要であると、このようにも考えており

ますし、こうした観点から、本年の二月にも麦の政
府売り渡し価格の引き下げ、平均で五％程度でござ
いしますが、そういったことをやってまいったわ

けでございます。国内産の米麦につきましては、
機械的に国内価格を国際価格に一致させるとい
うことはなかなか困難ではないかと、このようにも

思いまして、生産条件の違い等からすぐにはそ
うなことはできないんじゃないかと、こう考え
ておる次第でございます。

いづれにいたしましても、国内産の米麦の生産
性の向上を一層図りながら、これを政府の買い入
れ価格に的確に反映し、さらには内外価格差を極

力縮小する、こういった過程がとられるべきじゃ
ないかと、このように考えておる次第ございま
す。

○三治重信君 そういう大きな長い考え方のやつ
は前の審議で一応了承しているんだけれども、そ
の長い間の途中、今から三年、五年という短距離

のやつにもう少し何か対策はとれぬかと、こうい
うことなんです。だから、農水省が非常な、何と
いうのか、内外価格差を縮めようという努力、そ

のために生産条件を含める改正法案を出して、生
産費を含めて、そして価格低下に順応しようとい
うことについて、まあ僕は非常に多とするとこ

ろなだけども、そういうことにしても、どうも
食品産業が円高で、農水省の方も食糧、原材料、
若干ずつ安くしても、ちょっと価格幅が三倍も五
倍もということになってくると国際競争にはとて
も耐えられぬじゃないか。
重厚長大の重工業の空洞化と同じようなこと
になりはせぬかというふうな感じを持って、しか
も、それが単に為替だけじゃなくて、農産物の原
料価格が国際競争ができないためにそういうこと

になるということになってくると、何がひとつ考えてやってもらわぬと製粉の流通の業界では太刀打ちできぬじゃないかというふうな感じを持つわけなんです、今度いわれるOECDやIMFなんかで国際的に農産物の補助金行政をやめるとか、補助金を下げるようなやつを国際的、殊に輸出補助金を対象にしてやる。それから、いろいろの対策は国際的にとられていくわけなんです、そういう中で、何とかならないか、国際価格の中で食品製品について少しこの輸入のものについて自主規制なり何なりの交渉にのせるとか、あるいはもう少しできるだけ食品業界に補助金が回るように、補助金なり何なりが回るように格好を考えてもらわないうと、これじゃ、これを裸にしちゃうと、これは重厚長大の産業の輸出産業は空洞化すると同じように、食品産業は全部もろにこれはもう空洞化せざるを得ぬことになるわけですから、もちろん新鮮度や味そのものが日本の業者がつくるのは日本人の味に合っている。外国の方で日本の味をまねてみてもなかなかまねできないという、そういう味つけや形というものでいろいろ若干の価格差というものは耐えられるにしても、少し幅が大きい過ぎると価格の競争上参ってしまふというふうな感じを持って、ひとつそういう全体の農業の合理化を図ると同じように、食品産業のこの原材料価格について、まあ米で先ほどあったような多用途米というようになことで主食の半分ぐらいの値段を決めるといふようなこともひとつ考えてほしいと思う。

これをさらにもう一步小麦粉についても、うんとだけは少し変えるとか、何かもう少し価格政策を、農民から買い上げる価格だけやってるんじゃないかと、食品業界が買入れる農産物の価格についてもどの辺が適当かというふうな政策をやつてもらわぬと、これは全然、食品産業はおれの管轄だと言いが、これはもうおまえら自由にやってくれ、政府の農民保護の価格でおまえら管理せいと。これだけではちょっと一方的だと思ふんだが、そこをひとつぜひ考えて、これは長い目で

見て将来国際的にだんだんなるはずだと言ふんだけれども、これは競争、何というのかな、実際のやつは毎年毎年が勝負になってくるわけだから、その間の途中の支持体制をひとつぜひ考えてもらいたいと思ふんですが、その点どうですか。

○政府委員(谷野陽吉) ただいま御指摘がございましたように、先行きのことを考えてまいります、我が国で食品産業が国際的に競争力を持って立地をしてみたいりますためには、原料問題大変重要な課題だということは私も十分認識をいたしております。

先ほど来御説明をいたしましたように、物によりまして技術も違いますし、手先も違いますし、いろいろあるわけでごさいますけれども、私どもの行政の考え方の中にそういう視点を近年入れて努力をしておるつもりでございます。全体として砂糖のように加工度の高いものについては下限価格を下げることにより値段をできるだけ下げ、あるいは米のように粒で食べるもののほか加工用のあるものについては、それについて特別の措置を講ずる。それそれ品物の性質によって異なるわけでごさいます、それなりに努力はしてきておるつもりでございます、やはり国内で買つていただくということは農業のサイドにとりまして大変重要な課題でございます。一層努力してまいりたいというふうに考えております。

○三治重信君 それからも一つは、品種改良をやはりうんと農林省もつと力を入れてもらわぬと、この間の食糧法の改正のときに小麦粉の質問ができたかったものだから今ちょっとやっておきますが、これは要望だけ、答えはもういいが、豪州産の小麦で日本のめん類に合うような小麦をどんと品種改良しちゃつてつくって買ってくる。日本のめん類業者が豪州産の小麦粉の方がいい、日本産のやつはだめだ。僕は日本産の小麦こそがめん類の需要に合ったやつだ、こう思つていたら、豪州産の小麦の方がいいということになつたら何のために品種改良をやっているのかということになる。それから、最近のカリフォルニア米に

しても非常に日本にとって、実際すしにすると一番うまいなんていうような宣伝をやられているわけなんです。

農水省の方はそういうふうなことでただ食糧、主食だけの米つくつて、これでいいんだいんだと言っているけれども、やはりすしの米がどうだ、酒蔵米がどうだ、それからさらに飼料としてのやつなら多収獲で、もう雑な耕作で幾らでもとれるというふうな、ずっと品種改良をよほどやらぬと、世界から品種を集めてやらぬと、これは保護は幾らしても生産の進歩が全然できない。殊に農産物なんというのは品種改良がおくれたら致命的な、国際競争にならぬと思うから。きょうは時間がないから答弁はいいけれども、ひとつこのういう全体を考えて品種改良の目標を定めて短距離に、豪州なんというのはもう物すごく早いときに輸出のためだけに品種改良ばんとやっちゃっているでしよう。そういうことをひとつぜひ農水省にお願ひして、終わります。

○喜屋武眞榮君 私、これから幾つかの質問をいたすわけでありまして、今立っております私の気持ちは次のことでありまして、この立法に当たつて、そしてこの立法の執行に当たつて国民の権利が必要以上に侵犯されないうるか、その執行に当たつては角を矯めて牛を殺すという愚かなことになつては大変だ、こういう気持ちを持って二、三の質問をいたしたいと思ひます。

最初に素朴な質問かと思ひますが、疑問に思つておりますので率直にお尋ねいたします。この特別措置法の説明の中に、「流通食品に毒物を混入すること」によって云々ということがあります。その流通食品に毒物を混入するといふことについて、私、一体どの時点で、どの過程でそれが混入されるのだろうか。例えば製造元があるし、あるいは販売元があるわけなんです、その過程の中というところは、過程というよりも、これから質問しますこのグリコ事件初め幾多の事件が発生しております。その中からこの立法のことも生まれできたと思ひますが、それで、この一流

通食品に毒物を混入する」という場合、実際問題としてどういふ過程があったのか、まずそのことについて伺いたい。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 初めの人権問題、そういうことにつきましては私も同じような考え方を持っております。

今お尋ねの点は、この流通食品にどの段階で毒物が混入されたのかということでごさいます、私も聞いておりますのは、この前のグリコ、森永の場合は、いわゆる店頭から犯人が購入して、自宅かどこかで毒物を入れてそれを混入した、またもとのところへ返してあった、こういうような事例が多いんじゃないかと思ひます。あるいは製造段階での混入もあり得ると思ひますが、あらゆる段階でそういう混入があるうと思ひうわけでごさいます。この場合、やはり故意にそういう有害なものを、毒物を混入しよう、そういう意思があるということと、そしてまた、流通食品の段階でそれを混入した、こういう二つの要件が構成要件となるわけでありまして。

○喜屋武眞榮君 どうもまだ私としては納得はいたしません、ところがそのことで時間をとる必要もないと思ひますので次へ移りたいと思ひます。次に警察庁に尋ねますが、この江崎グリコ社長の問題とか、あるいは丸大食品会社の問題とか、森永製菓の問題、ハウス食品、不二家などなど、こういった事件が次々続出したわけでありまして、このような事件が発生した原因をどのように分析しておられるのであるか、警察庁にお尋ねします。

○説明員(古川定昭君) お尋ねの食品企業等の企業を対象とします恐喝事件が最近多発する傾向にあります、特に昨年、大手食品企業が裏取引によりまして多額の現金を犯人におとし取られたということが明るみに出て以来、この種事件が大変ふえたわけでありまして。しかし、昨年の八月をピークとして徐々に減少し、ことしに入つてからはかなり鎮静化しておるといふ傾向であります。

通食品に毒物を混入する」という場合、実際問題としてどういふ過程があったのか、まずそのことについて伺いたい。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 初めの人権問題、そういうことにつきましては私も同じような考え方を持っております。

今お尋ねの点は、この流通食品にどの段階で毒物が混入されたのかということでごさいます、私も聞いておりますのは、この前のグリコ、森永の場合は、いわゆる店頭から犯人が購入して、自宅かどこかで毒物を入れてそれを混入した、またもとのところへ返してあった、こういうような事例が多いんじゃないかと思ひます。あるいは製造段階での混入もあり得ると思ひますが、あらゆる段階でそういう混入があるうと思ひうわけでごさいます。この場合、やはり故意にそういう有害なものを、毒物を混入しよう、そういう意思があるということと、そしてまた、流通食品の段階でそれを混入した、こういう二つの要件が構成要件となるわけでありまして。

○喜屋武眞榮君 どうもまだ私としては納得はいたしません、ところがそのことで時間をとる必要もないと思ひますので次へ移りたいと思ひます。次に警察庁に尋ねますが、この江崎グリコ社長の問題とか、あるいは丸大食品会社の問題とか、森永製菓の問題、ハウス食品、不二家などなど、こういった事件が次々続出したわけでありまして、このような事件が発生した原因をどのように分析しておられるのであるか、警察庁にお尋ねします。

○説明員(古川定昭君) お尋ねの食品企業等の企業を対象とします恐喝事件が最近多発する傾向にあります、特に昨年、大手食品企業が裏取引によりまして多額の現金を犯人におとし取られたということが明るみに出て以来、この種事件が大変ふえたわけでありまして。しかし、昨年の八月をピークとして徐々に減少し、ことしに入つてからはかなり鎮静化しておるといふ傾向であります。

この種事件の発生原因でござりますが、私どもの見ておる見方といえますか、あれでござりますが、この食品企業の製品につきまして、製品の安全性を重視する食品企業といたしましては、自社製品の毒物混入といった事態に対して、自社の、自分の社のイメージダウンになるということで大変気を付けておる。それだけに毒物の混入を手段とする犯人の脅迫に對しまして、イメージダウンを恐れるばかりに弱気になるという側面もあるというのが一つ。また、この種事件は元来模倣性が非常に強く、ひとたびそれが成功したことが世間に伝わりますと類似手口による犯罪を誘発するというようなことで、この事件の発生傾向がうかがわれるところであります。

○喜屋武眞榮君 もう一つお尋ねしますが、あの事件の経過から、犯人が数々の証拠品を残しておりましたね。警察もある時期は犯人逮捕す前まで追い込んでおられた時点がござりますね。ところが取り逃して今日に至っている。そこで捜査に支障のない範囲で、まだ未解決でありますから、その後の捜査状況あるいは犯人の正体などについて聞かしてもらいたい。

○説明員(古川定昭君) グリコ・森永事件の捜査状況等につきましてはこれまでたびたびお話ししておりますが何回か御説明申し上げておりますので、あるいは重複する点があるかと思ひますが申し上げますと、いわゆるグリコ・森永事件は五十九年三月十八日にグリコの江崎社長に対する誘拐事件を端緒にしまして、御案内のとおり一連の食品企業が恐喝されたものであります。一昨年の八月に、犯人グループがマスコミに對し犯行中止を示唆する内容の挑戦状を郵送してきたのを最後に、その後具体的な動きは現在まで出てきておりません。犯人はこれまでの犯行の過程におきまして無線機を初め多くの証拠品を残しており、これらの証拠品から犯人に到達すべく鋭意捜査を進めていくところであります。また、これまで数回現場設定がなされたものの、犯人が現場にあらわれなかったり、また不審な挙動を示す者を認めな

らもその時点では本件の容疑者と認め得るだけの資料がないなどの理由で、現場において犯人を捕提するには至っておらない状況であります。

これまでの捜査状況でありますけれども、大阪、兵庫、京都それに滋賀の各府県警察を中心にしまして、全国の警察を挙げて、当面の最重要課題として、似顔絵の男の割り出し、犯人が使用いたしましたタイプライターの特定、無線機等遺留品の捜査等を全力を尽くして捜査しておるところであります。今後ともその既定の捜査方針に基づいて粘り強く捜査を進めてまいりたいと考えております。

また、犯人像についてであります。これまでの犯行形態から見まして、犯人は女性を含む四、五人から成っており、比較的統制がとれ、団結心の強いグループであるというふうに見ておるはなかなか犯人像については申し上げる点がございせん。

○喜屋武眞榮君 今、報告された過程においても不当な人権侵害、そして大変迷惑をしておる方々が多かったということも聞いておりますが、いかがですか。

○説明員(古川定昭君) 大変社会的に影響の大きい事件であつただけに、全国の警察挙げてこの捜査については取り組んでおりますし、現在も捜査続行中ではあります。その過程で国民の皆様方からの御協力がありまないと、まあこの事件に限りませんが、事件の解決はできないというのが私どもの立場でありますので、国民の皆様方に対して迷惑をかけたりあるいは人権侵害になるようなことがありますと、私どもの責務である犯人の検挙にも全くプラスにならないということから考へまして、そのようなことがないというふうには信じておりますが、またそのようなことがあつたという報告もありませんので承知しております。今、今後とも事件捜査の過程ではそういうことのないように私どもとしては指導してまいらるつもりでおります。

○喜屋武眞榮君 そこで提案者にお聞きします

が、刑法を改正する方法には現行法を改正していくのか、それとも新法を制定する、こういう二つの方法があるわけですが、今回は新法を制定する方法をとってこられたということなんです。その理由は何でしょうか。

○衆議院議員(宮崎茂一君) ただいま御提案申し上げておりますこの法律の内容から明らかなように、いわゆる流通食品への毒物混入等に関しまして総合的な観点からそれを防止しようというところに力点がありまして、その一環として罰則を盛り込みようとしているものでござりますので、こういった立法の趣旨からいたしますと、やはり特別立法の形式によらざるを得ない、かように考えておるわけでござります。

○喜屋武眞榮君 もう一つお尋ねしますが、製造業者の告知義務のところ、企業の裏取引を抑制する効果があるという意図のもとにこれが掲げられたと思うんですが、いかがでしょうか。企業の裏取引を抑制する効果がどの程度あると見ておられるのか、お聞きしたいんです。

○衆議院議員(宮崎茂一君) この法律は、御承知のように毒物の混入がなされますという、生命に非常な危害が発生するかもしれない、そういうたような社会不安がござりますので、その流通食品に毒物が混入されたという事実を知った製造業者等に対して届け出の義務を課することとした。そしてまた、そういうたようなおそれのある場合等警察の捜査に協力するように規定をしていくわけですが、ただいま御質問の裏取引の問題でござりますが、本法の趣旨としてはそういうたこの裏取引防止のための条項では実はございせんが、そういうた毒物混入がされないように阻止しようということではございせんけれども、やはり私どもいたしましては、今お尋ねの裏取引につきましてはこの四条、五条で、ある程度裏取引の防止に効果があるんじゃないか、かように評価している次第でござります。

○喜屋武眞榮君 次に、もう一つ提案者にお聞きしたいんですが、この問題は国会の議運委員会に

よるところのことでありますけれども、便宜上提案者にお伺いしたいんですが、この法案が法務委員会ではなく農林水産委員会に付託されたこの理由をどのように見ておられるのか、改めて確認したいと思ひますので、ひとつお尋ねします。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 御承知のとおり、国会におきます議案の付託は議長あるいはまたこれを補佐する議運の委員会でお決めになるわけでございまして、私どもの方からとかく言う立場ではございせん。しかしながら、この法律は流通食品に対する毒物の混入等の防止を図るための施策を総合的に決めたものでござりますので、そういった立場から食品流通の問題を主にお取り扱いいただくことが妥当ではないかと、かように考えておるわけでござります。

○喜屋武眞榮君 次に農水省にお尋ねいたしますが、この質問の関連でありますから、企業の恐喝事件の影響について農水省にお尋ねしたいんですが、この一連の事件の後、グリコあるいは森永製菓の製品がスーパーなどの店頭から撤去されたり、あるいは被害企業が操業短縮に追い込まれたと聞いております。商品チェックのため、多数の従業員を派遣するために多大な費用と労力を要し、そのために従業員の労働条件にも大変悪い影響を与えておる、こう聞いております。そこで、この五十九年三月以降の一年間の菓子業界全体の売上額がおよそ八百億円減少した、特に森永製菓の場合大幅な赤字を出しておる、こう聞いておりますが、ところで時の流れがありまして、その後徐々に回復しつつあるとも聞いております。従業員の中には既に離職者も多く出ておる、こういう厳しい窮乏の状況の中で今日に至つておると聞いております。

そこで、この事件の発生前と発生後の状況、さらに今日に至る回復の状況、いわゆる現状どういう状態になつておるでしょうか、お聞きしたい。

○政府委員(谷野陽君) ただいま御指摘のように、グリコ・森永事件の当時につきましては森永

の製品が一時スーパーから撤去される、こういう事態が生じた。また、それとある程度の関連をもちまして、菓子業界全体が売上不振に陥るといふ事態があったわけでございます。しかしながら、その後、各方面の御協力もございまして、徐々に回復をいたしてきております。

森永製菓について申し上げますと、五十八年には売上高が千二百二十億ございましたものが、五十九年には九百九十億に減少をいたしました。そして、黒字決算が、四十二億の税引き後利益が一転して三十億の赤字に転落をしたわけでございます。しかしながら、その後、売り上げも徐々に回復をいたしておりますが、昭和六十一年度におきましてもなお昭和五十八年の売り上げには多少及んでいないというのが実態でございます。グリコにおきましても、おおむね売り上げについてはほぼ同じような経過をたどっておりまして、両社とも昭和六十一年にはようやく配当をいたしてございますが、森永の場合には、なお経常利益はかなり低い水準にあるというふうに私どもは聞いておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 次に、本法案の第五条で、捜査機関に対する協力義務の規定がございすね。これは国民としては協力するわけですが、しかし仮に国民がこの規定に反しても罰則の対象とはならないということもはつきりいたしました。ところで、この法文で言うところの「必要な協力」の範囲、内容の程度がいま一つ漠然として十分理解し兼ねるところがありますが、例えば、国民が捜査機関に協力する場合、多額の出費を要するような場合でも一応は協力しなければならぬわけでありま。ところがその反面、多額の出費を求められる場合に、人によっては協力をためらう者や協力をしない者も出ないとは限らない。

そこで、お尋ねしたいことは、この場合、国として協力した者に対して実費を弁済することを、費用弁償ですか、運用の中で考えておられるかがでしようかということをお尋ねしたい。

○衆議院議員(宮崎茂一君) この第五条は「製造

業者等は、「必要な協力をしなければならない」と、こういうふうになっているわけでございます。しかも、その協力はあくまでも任意的な協力でございます。したがって、国が今のお話のような実費弁償をするかどうか、今の段階では考えておりません。

○喜屋武眞榮君 今の段階ではお考えでないというところですが、もし実際の問題に直面してそれを求められた場合にどういうことになりますか。

○衆議院議員(白川勝彦君) 先生のおっしゃられるとおりと質問の御趣旨よくわからないところあるわけでございますけれども、この法律ではなくてほかの実費弁償というふうなことがあるかどうかという、こういう御質問でよろしいんでしょうか。——それにつきましては、私も全部承知しておるわけではございませんが、何らかの意味で捜査に協力をしたというふうなことで実費弁償ということは、任意の協力の場合はないと思ひます。差し押さえるものと、いわゆる強制力によって例えればあるものを保管したとかいうような、そういうような場合は多分実費弁償というふうな概念が出てくるんでしょうが、任意の協力に對しては、してもしなくても自由なわけでございますから、逆に実費弁償という考えは、普通この種のたぐいのものでは、ほかの法律でもないのではないだろうかという気がいたしております。

なお、お尋ねの点でございますが、第五条というよりも、むしろ私も議論をいたしましたのは次の第七条で、もう少し具体的になったとき、実は先生が問題のようなことに對して実は議論した経過があるので念のため御報告させていただきます。と申すんですが、第七条の第二項に「主務大臣は、流通食品への毒物の混入等があった場合において特に必要があると認めるときは、製造業者等に対し、当該流通食品又は飲食物につき必要な措置をとることを求めることができる」と、この中には販売中止であるとか、一時的には撤去命令、中には廃棄を求めるといふようなこともあろうかと思ひますが、これはあくまでも命令ではござ

いけません。主務大臣が求めるという形にしております。ですから、結果といたしましては、あくまでも従うか従わないかは製造業者等の裁量に任せられるわけでございますので、この点については補償という観念が出てこないわけでございます。

議論の過程の中では、命令にして、そのかわり場合によつたら補償というふうな議論もあつたわけでございますが、当時、製造業者等からいろいろヒアリングした段階では、いやしくも入れられたいかもしれないというだけでも我々はこのように現実に売らないし、また売れなくなるんだ、ましてやもう入っていることがはつきりしているものについて、それでもなおかつ売らなうということはするつもりもないし、できるものではない。ですから命令などというところとげしめしめしないでもらいたい、こういうふうな強い御要望も業界からも出されましたので、そのようないわゆる命令と補償というふうな考え方はこの法律のどこにも出てこないわけでございます。その点をまた御理解いただければ幸ひでございます。

○喜屋武眞榮君 次に、第三条についてであります。が、「必要な施策を総合的に講ずる」ということについて、例えばグリコや森永事件のときには、国は政務次官クラスの連絡会議を設置して対処しておられます。中でも農水省の場合には職域注文販売に協力して、中小企業庁では森永製菓と取引のある中小企業に通常より有利な信用保証や低利の企業体質強化資金を適用している。労働省も雇用調整助成制度によつて、給料や教育訓練に助成金を支給する措置を講じたことはそれなりに評価ができると思うわけですが、ところで本法案では、これまでの施策のほかに、警察官への届け出、捜査機関への協力、通報などの条文が明示されております。したがって、この具体的な内容や今後の対策として必要と思われることをどのように想定しておるか、提案者にお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(宮崎茂一君) この必要な措置でござ

いますが、例えて具体的に申し上げますと、厚生省に對しましては薬物、毒物の取り締まりを嚴重にしたいとか、あるいはまた農林水産省を通じて製品の安全包装でありますとか、あるいはまた店内の防犯設備を嚴重にするとか、そういういろいろなことがあろうと思ひます。先ほど来お話しのように、この前、グリコ・森永事件の際は行政措置でもって政務次官會議を開きましてやりましたのですが、今回の審議中の法律案が通りますとすると、この法案に基づきまして各行政機関全部協力してやらなきゃならぬということになりますのでしっかりと協力の柱ができる、こういうふうな考えておる次第でございます。

○喜屋武眞榮君 じゃ、時間も迫つてまいりましたので、幾つか私が疑問とするところをお尋ねいたしました。最後に警察当局に伺いたいんですが、まだ未逮捕の犯人、いわゆる犯人逮捕に對する姿勢といひますか、決意といひますか、どのようになつておられるのか、警察当局にお尋ねをいたしまして、質問を終わります。

○説明員(古川定昭君) このグリコ・森永事件の性質といひますか、その悪質性、反社会性にかんがみまして、警察といたしましては当面の最重要課題をこの検挙に置きまして、全国的な警察の協力のもとに現在なお捜査を遂行中でございます。幾つかの大きな事件の解決を要するものもありまが、その中でも特にこの事件については重大な位置づけをして取り組んでおるところであります。て、あらゆる機会を通じて、またあらゆる場合に全国の警察がこの問題意識を忘れないように常にこの原点といひますか、この検挙に向けて努力をさらに尽くしていくということを取り組んでおるところでございます。

○山田耕三郎君 飲食物に毒物を混入し、あるいは混入するとして社会を不安に陥れるというこの種犯罪は極めて卑劣であると思ひますし、人間の生命を奪う可能性を秘めた極めて残忍な犯罪であります。しかも、この種犯罪は極めて容易にかつ

隠密裏に実行できます点から模倣性も強い犯罪と言われ、現にグリコ・森永事件以降の現実がそのことを実証いたしております。この種犯罪を抑止することのできる効果的な措置を必要とすることはもう言を待ちません。その対応として提案をされたのがたまたま審議中の特別措置法案であると思っております。しかし本法案については、今日までの国会審議や参考人からの意見聴取を通じ問題点も明らかにされつつあります。

すなわち、まず刑罰法規制定上の問題として、一つは、本法案は刑罰万能主義である上に国民の人権を不当に侵害しかねない危険性を有している。二つは、本法案の構成要件は明確性を欠き、作成過程にも問題がある。さらに、犯罪に対する抑止力や対応について、一つは、法制定だけで果たして犯罪に対する抑止効果が期待できるのかどうか。二つは、主官庁は農林水産省であります。政府全体に深くかかわります上に民間団体も絡む場合が予測されることから、適宜連絡を取り合つてと答弁もありましたが、そのような悠長なことで実問題として機動的な対応が可能なのか等であり、解明されておらない問題もありませんが、一応答弁もありましたので重複を避けまして次の点についてだけお尋ねをいたします。私は本法案により抑止効果は少ないと思ひますが、次の二点を強調して所見を求めます。

第一点は、今日の社会のように人の命がこうも簡単に犯罪の具に供されることは全く異常であります。それは人権や人命が軽視されております証左であり、このような社会風潮を醸成してきた政治の責任も大きいと痛感をいたしておるものでございます。なぜそのようなことになったのか。この種法律には人命の方が中心に据えられなければならないはずでありますのに他の法律にゆだねられましたのか、消費者の被害救済は不明確であるように思ひますし、企業側を代表されました参考人の意見にも、現実には莫大な企業被害を受けられなかった結果からだと理解はいたしますが、被害企業の救済については熱心な発言がありました。被害者のそれについては何もありませんでした。製造業者としては何をいってもまず消費者の人命の安全を守るという気概を持ててもらわなければならないと思ひますが、そういうものが感じられませんでした。消費者の命の危険を伴うなければこそ犯罪者の企業に対する恐喝効果があるのではありませんか。参考人の意見の中にグリコ・森永事件に際し消費者からの激励や販売事業に対する協力もありましたようですが、今日のこの殺伐な世相の中にありましてこの消費者の善意は聞いておりまして私は救いでありました。

先日、敬老の日知人が少しでも協力をとの意味を含めましてと云つてグリコ商品を携えて訪ねてきてくれました。そのときの話に、企業業績は回復してきておりますようですね、しかし亡くなられた山本部長は帰られませんか、こういうことでございました。このような善良な消費者が、利用されるときだけは利用されて、肝心なところで欠落されてしまうようでありますからこそ人権や人命軽視が助長されるのではありませんか。本法案の制定についても、企業側の意見は十分徴せられておられるように参考人の意見から察せられました。しかし広く消費者の意見はどのようにになされたのでございますか。確かに法案の中では「国民の生命又は身体に対する危害の発生を防止」という文言こそございますけれども、この種犯罪から国民を守る不退転の決意が私としてはいまだ少し感じ取れないのが残念に思つております。

各機関が国民の安全を守るという一点に結集されてこそこの種犯罪の抑止力になると思うのでございますけれども、ただ私の言つておるような理念だけではなかなか困難な問題もあることはわかります。そして即効薬にはならないと思ひます。けれども、昨日の誘拐された子供さんが投げ捨てられるというよう痛ましい事件は、やっぱり人命軽視がそうさせると私は思ひますので、そういう点から、提案者の御所見とあわせて、犯罪を取り扱われ警署として見解をお示しをいた

ただきたい。
○衆議院議員(宮崎茂一君) 先生の御指摘のとおり、戦後、みずからの人権とみずからの権利は非常に主張いたしますが、他人の権利、他人の人権というものはお話のように軽んじられる風潮があるということは私もよくわかり、理解できるわけでございます。そのように考えております。したがって、この法律案は、そういう毒物混入によりまして生命の不安を感じる一般の国民、そういう人々を守るというのが第一の目的でございます。それを中心に据えているつもりでございます。そのほか、これを実行するために、いろいろな各官庁あるいはまた国民の皆さん方と協力してこの犯罪を抑止していこう、こういう中心的な気持ちでございますが、一部に犯人に對しては、あるいはまたその犯人を知っている人に対しては罰則と申しますか、そういうものを設けてこれは担保したわけでございます。そつちの方は、こういった生命を尊重されないような現代社会の風潮に對して、何とかお話のようにこれからそういう人命を守っていこう、こういう気持ちでつくつたわけでございます。なおまた、一般の人々の保護と申しますか、それが少し足りないんじゃないか、こういうお話でございます。なかなかそこまできかなかつたのかもしれないけれども、要はやはり国民全体の生命を守っていこうという先生御指摘の趣旨だと私は理解をしております。

基本的なことは大体そういうことでございますが、そのほかにも何かございしたら、また答弁させていただきます。
○説明員(古川定昭君) 国民あるいは大量消費者の命を人質にとるといふ、この種犯罪の悪質でかつ計画的な態様といふことが、こういう事犯を検挙する責任のある警察といたしましては、本来の警察の責務として国民の生命、身体、財産を保護するといふ守るという責任があるわけでありまして、この責任を果たす上で事件の検挙が最大の抑止策であるというふうに認識しております。

て、被害企業その他の関係者の方に対しても必要に応じて協力をお願いするなど、細心の注意を払いながら捜査を行つてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○山田耕三郎君 第二点は、凶悪犯に対する最大の抑止力は犯罪者の検挙にあると思ひます。グリコ・森永犯は今日の交通の発達、情報化の社会現象が生み出した犯罪で、明治時代の現行刑法では対応できないとの意見もあり、さらに、この種犯罪の特質として、極めて容易かつ隠密裏に実行できる点から、模倣性が強く、阻止するための効果的な措置が難しいとの議論もあります。そこで効果的な措置として本法案が浮上してきたのでありますが、たとえこの法律がもつと早くに施行されたあつたとしても、グリコ・森永犯の検挙ということに對してはさきほど貢献をしておらなかったのではないかとささくは感じます。しかし、もし検挙されておつたとすれば、この種犯罪、類似犯罪をも含めて今ごろではちゃんと鎮静化をしておつたのではないかと思います。

午前中の質問や、ただいまの質問にも、グリコ・森永事件の解決のおくれに對する質問があり、警察庁からもこれらに對する答弁がありました。私の地元では、本件に對する責任をとつて警察本部長が命を詰めておられます痛ましい事実もございします。前線ではそれぞれこのような旺盛な責任感を持って対応をしてこられたけれども、現実はまだに検挙がでない、こういうことであります。そして、それどころか、そのほかにも、例えば朝日新聞支局襲撃事件で記者が射殺をされました件、あるいは広島大学の教授を殺人された事件、あるいはたが重なる現金輸送車襲撃事件、しかもその多くが成功をしておりますのですけれども、こういう事件が未解決のままでありましてことは大変なことだと思ひます。

最近出版の書籍の中にもこれらのことに言及をしておいでになるものも幾つかございます。警察庁としてもまた反論をいたしたい面も確かに持つておいでになりますと思ひます。しかし、多くの

識者はこのような現象をひそかに心配をしておいでになります。お互いが考えていかなければならぬ問題だと思ひますのですけれども、そういうことがこの委員会の短い時間で論議を尽くせるとは私には思ひません。けれども、簡単に申し上げまして、このままではいけません。警務庁とされましては、決意でも結構でございますから、こういったことに対する今後の対応を承れば大変幸いと存じます。

○説明員(古川定昭君) ただいま御指摘のありましたいろいろな事件について、現在なお検査されておられるところでありまして、責任を感じておられるところでありまして、そのようないわば都市社会において発生する、いわゆる都市型犯罪とでも言うような犯罪が非常に現在検査が難しくなつてきておられるのが現状であります。それに対して、警察といたしましていろいろな対応について努力はしておられるわけですが、事件の初発的な段階におきまして機動力を駆使して速やかに集中的な捜査を展開するということがこの種の犯罪については必要である。そのためにさらに、初動捜査態勢と私どもは言っておりますが、そういうものを強化していこうというように、あるいは、犯罪は常に現場があるわけですが、その現場における資料を細大漏らさず採取するというところについての技能なり、あるいはそれを分析する資機材の整備なりということをさらに徹底する必要がある。あるいはコンピュータを最大限この捜査活動に導入するという方法の開発というふうなことを通しまして、警察組織の総合力を発揮しながら事件を早期に解決するというところで努力してまいりたい。また現実にもそのような努力を進めていこうと思ひます。

また、この種の事件の捜査につきましては、最も私どもとして大切に感じておりますことは、たくさん情報警察に寄せられることであるというところでございまして、国民の皆様方に情報の提供をぜひひとつお願いしたいというふうに考えておるところでございます。そういうことで、今後

とも幅広い捜査活動への御協力をお願いしつつ、警察の立場で最善の努力を尽くしていきたい、このように考えておるところでございます。

○山田耕三郎君 最後に、特別措置法案の作成過程について提案者にお尋ねをいたします。

東京弁護士会の意見書を見ますと、特別措置法案の生成過程を見ると、「犯人が捕まらない」という懸念が先にあり、「常に罰則が優先をしており、国民的論議どころか、通常の法案作成過程、立法過程すら無視している」との批判がありました。その関係者に、特に通常の法案作成過程、立法過程すら無視しておられる部分について、そのあるべき姿をたどりました。そうしたら、その回答として、通常法務省において法制審議会を設置し広く意見を求め、時間をかけて法案作成の手順を進めていくことであります、こういうことであります。そうしたら、本法案についてはどうしてそのような手順を経ることなく本法案の法案作成を進めていく道を選択されたのかということ、法務省に聞いてみました。法務省のお答えは、刑罰に關係する事項でございますので、一般的には法務省の所管と誤解をしておいでになるのかと思ひます。本件のごとき法案は主管官庁が農林水産省でありますから、むしろそこで適当な審議の機関を設けて対応をさせていただくのが本当の姿でありまして、刑法ごときものについては当然法務省が主管官庁になりますのですけれども、本法案については法務省としてはその対応ができませんというところであり、そしていづれにしても議員立法になつております以上は、政府機関でこの審議を進めていくということではできないことだと思ひます、こういうことであります。

けさからの質問に對しまして、提案者や關係の皆さんからの答弁がありまして、その善悪は別といたしまして、おおむね議員立法がなぜとられたかということについては理解をいたしました。けれども、今の法務省の御意見にもありましたように、やっぱり議員立法で対応なさるということには、ある意味では広く意見を聴取するということ

を封殺なされかねない点も存在をすると思ひます。だから、そういう欠陥を是正することのために提案者はどのような措置をとつてきてくださったのか、第一問の中でお答えが欠落をいたしておりました。業界を代表なさった製造業者の方々はたびたび意見を申し述べておられますということであつたから、その方々の意見は聴取をしておいでになることがそのことで類推をされましたけれども、消費者の意見はどこでお聞きになったのか、そういったことをあわせて御回答をいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(宮崎茂一君) 御指摘のように、この法律は議員立法でございますが、私も国会議員の考えだけではございせんので、与党でございますので、各省庁の持つておられますいろいろなお知恵を拝借しながら作成をいたしたわけでございます。その過程におきましては關係の各省庁を通じてその關係の各省庁から業界の方々の御意見等が、この立法についてどういうふうな思つておられるか、そういう点につきまして相当な時間をかけて審議をいたしたわけでございます。

後段の消費者につきましては、先ほど申し上げましたように、消費者の生命を守ろうというのが第一の目的でございまして、一般的にその關係各省全体での御意見を聞くということで一応御了承、御理解賜りたいと思つておられるわけでございます。

○山田耕三郎君 ただいまの御回答でございますけれども、自民党が長年政權を担当しておいでになります。各省庁ともこれは内輪のおつき合ひだと私は思ひます。そういうときにこそやっぱり広く消費者等の意見が組織的に求められていかなければならないと思うのでございまして、これだけの質問を終わります。

○委員長(岡部三郎君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

午後四時五十六分散会

九月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、鯨類調査捕獲の今漁期からの実施に關する請願(第二二七号)

第二二七号 昭和六十二年九月十一日受理
鯨類調査捕獲の今漁期からの実施に關する請願
請願者 東京都文京区小石川二ノ三ノ六
長谷川秀雄 外十名

紹介議員 初村滝一郎君

國際捕鯨委員會(IWC)の決定による商業捕鯨の中止は、國際捕鯨條約の鯨資源の適正管理と有効利用という基本理念に反し、日本人が築き上げてきた鯨食文化を否定するものである。これに加えて、今年度のIWC総会は、同條約第八條に基づき締約国の當然の權利として我が國が提出した南水洋における調査捕獲計画に對して、實質中止の勧告を決議した。これに對して、國會は、衆參の農林水産委員會で、調査捕獲実施の決議を採択した。しかしながら、政府は對米交渉等の諸情勢を見極めるためか、九月に入るもいまだ調査捕獲の実施に對して決定してない。ついで、政府が今年度のIWC総会に提出した計画にのっとり、鯨類の調査捕獲を今漁期から早急に実施に移された。

昭和六十二年九月二十九日印刷

昭和六十二年九月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C